

新型コロナウイルス感染症に係る
対応検証報告
～全庁的な対応の振り返りと保健所の現状～

令和4年1月

藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 国・県・市の対応状況 | 1 |
| (1) | 国の基本的対処方針の変更 | 1 |
| (2) | 基本的対処方針の変更を踏まえた県の対応 | 3 |
| (3) | 保健所を中心とした感染防止等の取組 | 4 |
| ア | 相談体制 | 4 |
| イ | 検査体制 | 4 |
| ウ | 積極的疫学調査 | 5 |
| (ア) | 感染状況の見える化 | 5 |
| (イ) | 保健師業務と事務職業業務の業務整理 | 5 |
| (ウ) | 人材育成、ローテーション | 5 |
| エ | 健康観察・自宅療養者等の体制 | 5 |
| オ | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 6 |
| カ | オミクロン株への対応 | 6 |
| キ | 感染症対策の体制 | 6 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症発生後の本市の状況 | 8 |
| (1) | 主な相談支援件数 | 8 |
| ア | 新型コロナウイルス感染症に関する相談 | 8 |
| イ | 生活・労働に関する相談 | 10 |
| ウ | 子育てに関する相談 | 12 |
| (2) | 主な生活・経済支援件数 | 13 |
| ア | 市民への生活支援 | 13 |
| イ | 事業者への経済支援 | 15 |
| ウ | その他の支援 | 16 |
| (3) | 市民利用施設 | 17 |
| 4 | 全庁的な取組内容・課題・今後の対応の考え方 | 20 |
| (1) | 全庁共通事項 | 20 |
| (2) | 総務部 | 22 |
| (3) | 企画政策部 | 24 |
| (4) | 財務部 | 26 |
| (5) | 防災安全部 | 28 |
| (6) | 市民自治部 | 30 |
| (7) | 生涯学習部 | 32 |
| (8) | 福祉部 | 33 |
| (9) | 健康医療部 | 37 |
| (10) | 子ども青少年部 | 39 |
| (11) | 環境部 | 43 |
| (12) | 経済部 | 44 |
| (13) | 計画建築部 | 46 |
| (14) | 都市整備部 | 47 |
| (15) | 道路河川部 | 49 |
| (16) | 下水道部 | 50 |
| (17) | 市民病院 | 51 |
| (18) | 消防局 | 52 |
| (19) | 教育部 | 53 |
| (20) | 行政委員会等 | 56 |
| 5 | おわりに | 58 |
| (1) | これまでの本市の検討・対応について | 58 |
| (2) | 今後の本市の対応について | 58 |

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応については、第5波の収束後においても、新規感染者が発生した際の積極的疫学調査や健康観察など、切れ目なく保健所業務を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に向けた取組を着実に進めています。

また、3回目の緊急事態宣言解除後においては、全庁的に中止・延期としていたイベントや事業を再開したほか、経済対策を実施するなど、市民生活や市内経済の活性化に向けて取り組んできました。

しかしながら、令和3年11月30日に、新たな変異株であるオミクロン株が国内で初めて確認されて以降、令和4年1月3日には県内で初めて市中感染が確認されるとともに、本市を含め県内において再び感染が急拡大しています。

このため、令和3年11月18日開催の市議会災害対策等特別委員会において報告した、「新型コロナウイルス感染症に係る対応検証報告～第6波の感染拡大に向けて～（以下、「検証報告書（保健所業務編）」という。）」以後の状況として、感染症対策に関する国等の動向や保健所の対応について報告するものです。また、検証報告書（保健所業務編）において概略を示した、全庁における対応について、改めて第5波の期間を中心とした取組等の振り返りとして、各部局での検証内容を報告するものです。

2 国・県・市の対応状況

(1) 国の基本的対処方針の変更

国は、令和3年9月30日に緊急事態宣言を解除した後、令和3年11月12日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を見直し、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」と従来のステージ分類に代わる「新たなレベル分類の考え方」を示しました。

「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の基本的な考え方として、今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保を進めるとしています。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、感染拡大が生じて、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となり、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることなどが示されました。

また、「新たなレベル分類の考え方」は、ワクチン接種率の高まりや、医療提供体制の強化等により、重症者の入院病床数が半分以下に減少している

状況を踏まえ、従来のステージ分類の考え方が見直されたものです。

従来のステージ分類では、新規陽性者数を含めた6つの指標を目安に全国一律で設定していましたが、新たなレベル分類では、医療ひっ迫の状況に重点を置いて5つの分類を設定するものの、各レベルで必要な対策を講じる時期は、各都道府県が感染状況や医療ひっ迫の状況等を評価する旨が示されました。

【「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(抜粋)】

1. 医療提供体制の強化

- ・入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を11月末までに整備する。
- ・症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また重症化を未然に防止する体制を確保する。
- ・感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保・配置調整を担う体制を構築する。
- ・医療体制の稼働状況をレセプトデータなどを活用して徹底的に見える化する。
- ・今後、地域によって、仮に感染力が2倍(※)を超える水準になり、医療のひっ迫が見込まれる場合、国民に更なる行動制限を求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講ずる。
- ・感染力が2倍を超え、例えば3倍となり、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合、大都市のように感染拡大のリスクが高く病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等について、当該地域以外の医療機関に、コロナ以外の通常医療の制限措置を行い、医療人材派遣等を行うよう、国が要求・要請。こうした措置が速やかに解除されるよう国民には更なる行動制限を求める。等

※「感染力が2倍」とは、若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が今夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「今夏の実質2倍程度の感染拡大が起こるような状況」を示す。

2. ワクチン接種の促進

- ・12月から追加接種を開始する。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が接種を受けられるよう体制を確保する。等

3. 治療薬の確保

- ・国産経口薬を含む治療薬の開発費用として1薬剤当たり最大20億円を支援し、経口薬について年内の実用化を目指す。
- ・軽症から中等症の重症化リスク保有者が確実に治療を受けられるよう、複数の治療薬を確保し、必要な量を順次納入できるよう企業と交渉を進める。

4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

- ・都道府県が、健康理由等でワクチン接種できない者を対象として、経済社会活動を行う際の検査を予約不要、無料とできるよう支援する。併せて感染拡大時に、都道府県判断により、感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援する。等

【新たなレベル分類の考え方】

| 新たなレベル分類 | (参考) 従来のステージ分類の指標 | | |
|---|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 指標 | ステージⅢ | ステージⅣ |
| レベル0(感染者ゼロレベル) 新規陽性者数ゼロを維持できている | 病床の逼迫具合 | 入院医療 ・最大確保病床の使用率20%以上 ・入院率40%以下 | 入院医療 ・最大確保病床の使用率50%以上 ・入院率25%以下 |
| レベル1(維持すべきレベル) 一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能 | | 重症者用病床 ・最大確保病床の使用率20%以上 | 重症者用病床 ・最大確保病床の使用率50%以上 |
| レベル2(警戒を強化すべきレベル) 一般医療・新型コロナへの医療の負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています | 療養者数 | 人口10万人当たりの全療養者数20人以上 | 人口10万人当たりの全療養者数30人以上 |
| | PCR陽性率 | 5% | 10% |
| レベル3(対策を強化すべきレベル) 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる | 新規報告数 | 15人/10万人/週以上 | 25人/10万人/週以上 |
| レベル4(避けたいレベル) 一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない | 感染経路不明割合 | 50% | 50% |

(2) 基本的対処方針の変更を踏まえた県の対応

神奈川県（以下、「県」という。）は、令和3年11月22日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県本部会議」という。）を開催し、国の基本的対処方針の変更を踏まえた対応について協議しました。

今後の取組として、県民、事業者に対し基本的な感染防止対策の徹底を働きかけるとともに、かながわ県民割やGo To Eat 食事券の販売再開、緊急事態宣言下等の感染拡大時期におけるワクチン・検査パッケージ等を活用した行動制限緩和など、社会経済活動の促進に向けた取組が示されました。

また、国が示した新たなレベル分類を踏まえ、県内の感染状況や医療逼迫の状況等を評価し、必要な対策を遅滞なく講じるための基準として、レベル分類に応じた病床確保フェーズや具体的対策等が示されました。

この病床確保フェーズについて、策定当初は「1」でしたが、新たな変異株であるオミクロン株が国内で確認されたことを受け、同年12月27日に開催された県本部会議において、オミクロン株の市中感染者数が「3日平均で20人/日」となった場合、病床確保フェーズを「1」から「3」に引き上げること等が決定されました。その後、令和4年1月5日時点で上記基準

に達したことから、同月6日に病床確保フェーズが「3」に引き上げられました。

【県のレベル分類と病床確保フェーズ】

| レベル(LV) | 状況 | 病床確保フェーズ(Ph) | レベルアップ基準 | レベルダウン基準 | 具体的対策 | |
|---------|-------------|--|--|------------------------------------|--|---|
| LV4 | 避けたいレベル | 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルスへの医療に対応できない | | 【LV3→LV4】 災害特別フェーズでの対応も困難になったとき | - | |
| LV3 | 対策を強化すべきレベル | 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルスへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる | 「災害特別フェーズ」 最大確保病床数 2,100床+400床 うち重症210床+60床 | 【LV2→LV3】 Ph4に引き上げ | 【LV4→LV3】 ①現在の入院数がピークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向 | 【医療提供体制】 ・一般医療の延期 ・入院基準をSPO2基準に変更 ・緊急酸素投与センター稼働 ・早期処方指針 スтероイド処方段階 【社会への要請】 ・ワクチン検査パッケージ停止 |
| | | | Ph 4 最大確保病床数 2,100床 うち重症210床 | | | 【医療提供体制】 ・一般医療の延期(医療機関裁量) 【社会への要請】 ・緊急事態宣言 |
| LV2 | 警戒を強化すべきレベル | 一般医療・新型コロナウイルスへの医療の負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています | Ph 2/3 確保病床数 1,300床~1,700床 うち重症130床~160床 | 【LV1→LV2】 Ph2に引き上げ | 【LV3→LV2】 Ph3に引き下げ | 【社会への要請】 ・まん延防止等重点措置 |
| LV1 | 維持すべきレベル | 一般医療が確保され、新型コロナウイルス医療にも対応可能 | Ph 1 確保病床数 1,000床 うち重症100床 | 【LV0→LV1】 Ph1に引き上げ | 【LV2→LV1】 Ph1に引き下げ | |
| LV0 | 感染者ゼロレベル | 新規陽性者数ゼロを維持できている | Ph 0 確保病床数 120床 うち重症20床 | - | 【LV1→LV0】 Ph0に引き下げ | |

(3) 保健所を中心とした感染防止等の取組

ア 相談体制

相談体制については、感染再拡大や季節性インフルエンザ流行期なども念頭に、令和4年1月4日から「藤沢コロナ受診相談センター」の体制を拡充し、更なる件数増加への対応を実施しました。

イ 検査体制

検査の実施については、帰国者・接触者外来や、藤沢市医師会PCR検査センターでの検査件数を引き続き確保するとともに、藤沢市医師会と連携しながら、医師の判断により診療の一環として検査を実施することができる市内医療機関の拡充に努めています。

また、年末年始の発熱患者についても対応できるように当該期間に発熱患者の受け入れを行う医療機関及び薬局に対して、協力金の支給を行い、発熱患者の診療・検査を行う医療機関等の確保に努めました。

さらに、保健所が行う検査として、民間検査機関へ一部委託しているPCR検査等の検査業務について、検査件数を拡充しました。

ウ 積極的疫学調査

(ア) 感染状況の見える化

第5波の経験を踏まえ、新規患者数や現場の状況にできる限り即応した早期の応援体制を構築するため、応援発動の基準である新規患者数の集計について、従前は、日曜日から土曜日までの7日間の新規患者数を「定点」で集計していましたが、現在は、毎日の「随時」に前7日間の新規患者数を集計しています。

また、この結果を、一定の新規患者数を超えた段階から、職員ポータルシステムに毎日掲示することで、感染状況と増加の傾向等が見える化し、職員全員がその状況を把握することで、応援の事前準備に備える等、適時適切な対応が図られるよう努めています。

(イ) 保健師業務と事務職業務の業務整理

新型コロナウイルス感染症対策業務に従事した全保健師を対象にアンケートを実施し、患者急増時の指揮命令系統や役割分担、応援職員の受入体制の課題などを改めて把握しました。

また、全保健師が効率的に患者対応できるよう、積極的疫学調査、入院調整、施設調査、安否確認、空港検疫所からの連絡対応等の各種業務マニュアルの整理・見直しを行いました。

さらに、事務職業務についても事務フローの整理・見直しを行い、各種通知書・証明書等の交付業務の効率化を図るとともに、患者急増時には事務職員も対応する患者への第一報「ファーストコンタクト」のマニュアルを更新するなど、事務職員の効果的な業務執行の環境整備を図りました。

(ウ) 人材育成、ローテーション

専従保健師6名の業務習熟度の向上を図るため、担当内の人員ローテーションを行いました。具体的には、患者班と施設班の専従保健師の配置換えを行い、それぞれの業務を担当することで広く業務に習熟し、偏りがなく一定水準で対応ができるよう保健師の人材育成に努めています。

エ 健康観察・自宅療養者等の体制

県内初のオミクロン株市中感染が確認されて以降、本市においても感染者数が急増し、それに伴い自宅で療養している患者数も急増しているところですが、日々の健康観察と悪化リスクのある方等をサポートする「地域療養の神奈川モデル」を継続的に実施し、医師会と緊密に連携しながら感染動向に応じた柔軟な対応をしています。

オ 新型コロナウイルスワクチン接種事業

個別接種と集団接種による市民一人一人の状況に合わせた接種を進めた結果、初回接種（1・2回目接種）については、令和4年1月3日現在で、2回目接種率が86.7%となり、県内市部で5位、人口20万人以上の都市では1位となりました。今後も、何らかの事情でこれまで初回接種ができなかった市民に対しては、医療機関での接種や巡回接種において接種機会を設けていきます。

追加接種（3回目接種）については、令和3年12月から医療従事者を対象とした接種を開始し、令和4年1月3日現在で2,425人が接種を完了しました。令和4年1月からは、高齢者入所施設の入所者、従事者への優先接種を開始するとともに、一般の高齢者についても接種券を発送し、概ね2回目接種から7か月経過した時点での前倒し接種が可能となるよう取り組んでいます。同月からは集団接種による接種を開始しています。

カ オミクロン株への対応

南アフリカ等で確認された新たな変異株であるオミクロン株（B.1.1.529系統）については、令和3年11月28日の国立感染症研究所によるリスク評価において、「懸念される変異株」に指定され、他の懸念される変異株に比べて、再感染のリスクが高いこと等が示されました。

これを受け、この変異株の発生をより迅速に把握する必要があることから、SARS CoV 2 陽性（新型コロナウイルス陽性）と判定されたすべての検体について、L452R変異株PCR検査及びゲノム解析を実施しました。なお、オミクロン株患者の急増及びL452R陰性患者の置き換わりが50%を超えたことから、令和4年1月13日からゲノム解析等を縮小して継続実施しています。

本市においても、国の通知等を踏まえ、検査等を適切に実施していきます。

キ 感染症対策の体制

第6波に向けては、感染拡大の兆候をより早期に捉えた本庁からの応援体制を再構築し備えていましたが、令和3年11月28日に国立感染症研究所において「懸念される変異株」としてオミクロン株が指定され、世界各国での感染確認、市中感染が発生している地域もあるなどの状況に鑑み、更なる体制の強化を早期に行う必要が生じました。

このことから、保健所職員の体制について、令和4年1月1日から現行の地域保健課コロナ対策業務担当と保健予防課コロナ対策療養担当を統合、新

たに保健予防課に行政組織規則に位置づく新型コロナウイルス感染症対策担当を専門の対策担当として設置し、指揮命令系統及び責任分担等を明確にした、より効果的な組織へと改編しました。

3 新型コロナウイルス感染症発生後の本市の状況

令和2年3月に、本市で初めて新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認されて以降、令和3年11月末時点におけるこれまでの本市の状況として、主なものを次のとおり記載します。

(1) 主な相談支援件数

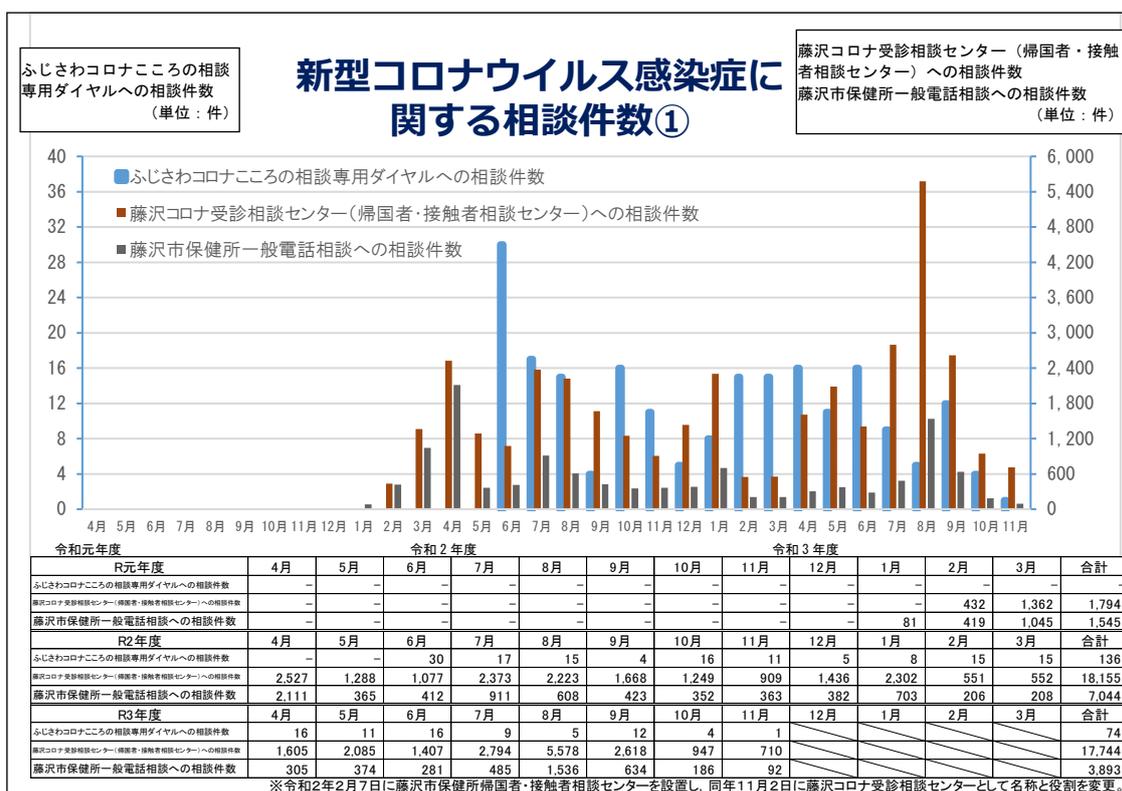
ア 新型コロナウイルス感染症に関する相談

新型コロナウイルス感染症に関する相談では、同感染症の影響によりストレスを抱えている方や、感染症対応に従事する医療関係者等に対する相談窓口として、ふじさわコロナこころの相談専用ダイヤルを令和2年6月1日に設置し、これまで210件の相談が寄せられました。

また、藤沢コロナ受診相談センターにおいては、発熱等の症状がある方から、診療可能な医療機関に関する問い合わせが多く寄せられたほか、藤沢市保健所一般電話相談においては、感染の不安や健康・医療に関する相談が寄せられました。これらのほか、本市の情報や行政サービス全般に関する問い合わせに応じる藤沢市コールセンターなどにおいても、感染症に関する市民等の相談等が寄せられました。

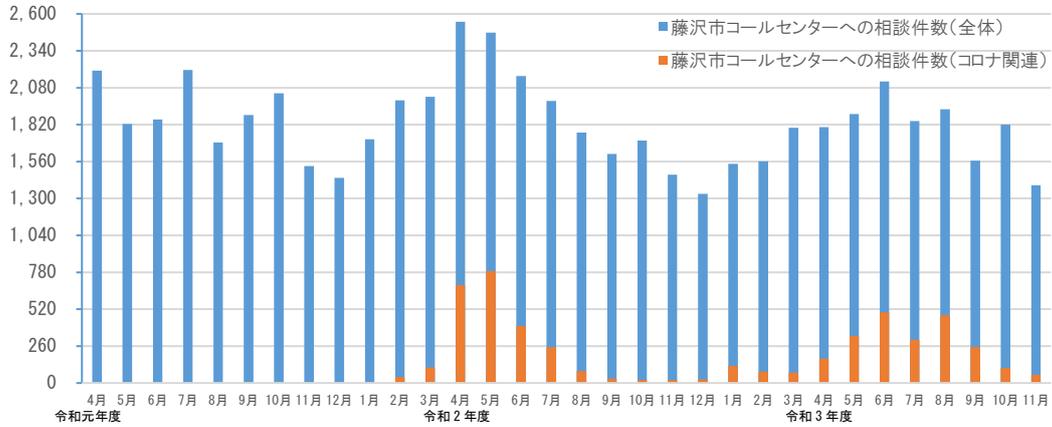
さらに、国民健康保険被保険者の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の相談では、第5波の感染拡大期に相談及び申請件数が急増しました。

【新型コロナウイルス感染症に関する相談件数】



新型コロナウイルス感染症に関する相談件数②

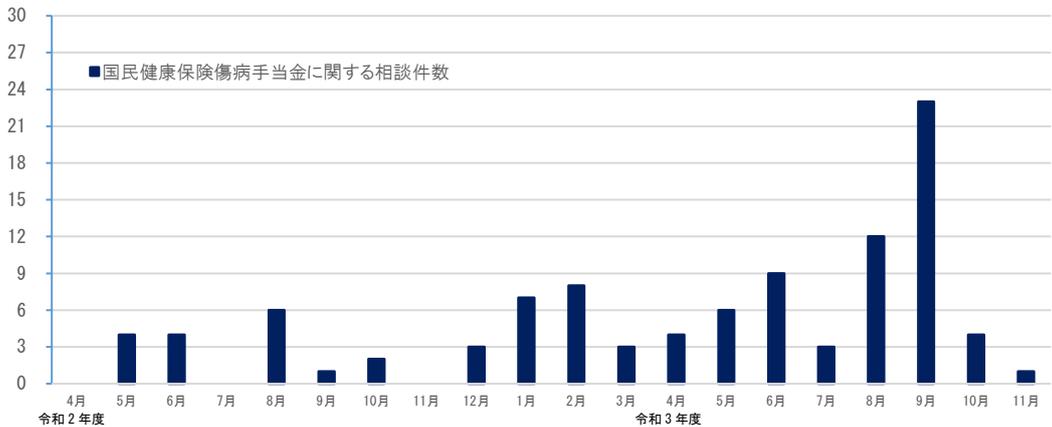
(単位：件)



| R元年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 藤沢市コールセンターへの相談件数(全体) | 2,200 | 1,824 | 1,856 | 2,205 | 1,694 | 1,887 | 2,040 | 1,529 | 1,444 | 1,716 | 1,992 | 2,017 | 22,404 |
| 藤沢市コールセンターへの相談件数(コロナ関連) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 41 | 108 | 149 |
| R2年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 藤沢市コールセンターへの相談件数(全体) | 2,544 | 2,468 | 2,162 | 1,987 | 1,763 | 1,614 | 1,707 | 1,467 | 1,333 | 1,544 | 1,562 | 1,797 | 21,948 |
| 藤沢市コールセンターへの相談件数(コロナ関連) | 690 | 788 | 401 | 254 | 85 | 31 | 22 | 21 | 27 | 121 | 80 | 74 | 2,594 |
| R3年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 藤沢市コールセンターへの相談件数(全体) | 1,802 | 1,895 | 2,123 | 1,845 | 1,928 | 1,566 | 1,820 | 1,393 | | | | | 14,372 |
| 藤沢市コールセンターへの相談件数(コロナ関連) | 171 | 332 | 499 | 305 | 478 | 253 | 107 | 58 | | | | | 2,203 |

新型コロナウイルス感染症に関する相談件数③

(単位：件)



| R2年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 傷病手当金に関する相談件数 | - | 4 | 4 | 0 | 6 | 1 | 2 | 0 | 3 | 7 | 8 | 3 | 38 |
| R3年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 傷病手当金に関する相談件数 | 4 | 6 | 9 | 3 | 12 | 23 | 4 | 1 | | | | | 62 |

※傷病手当金は、令和2年5月7日から申請受付開始。

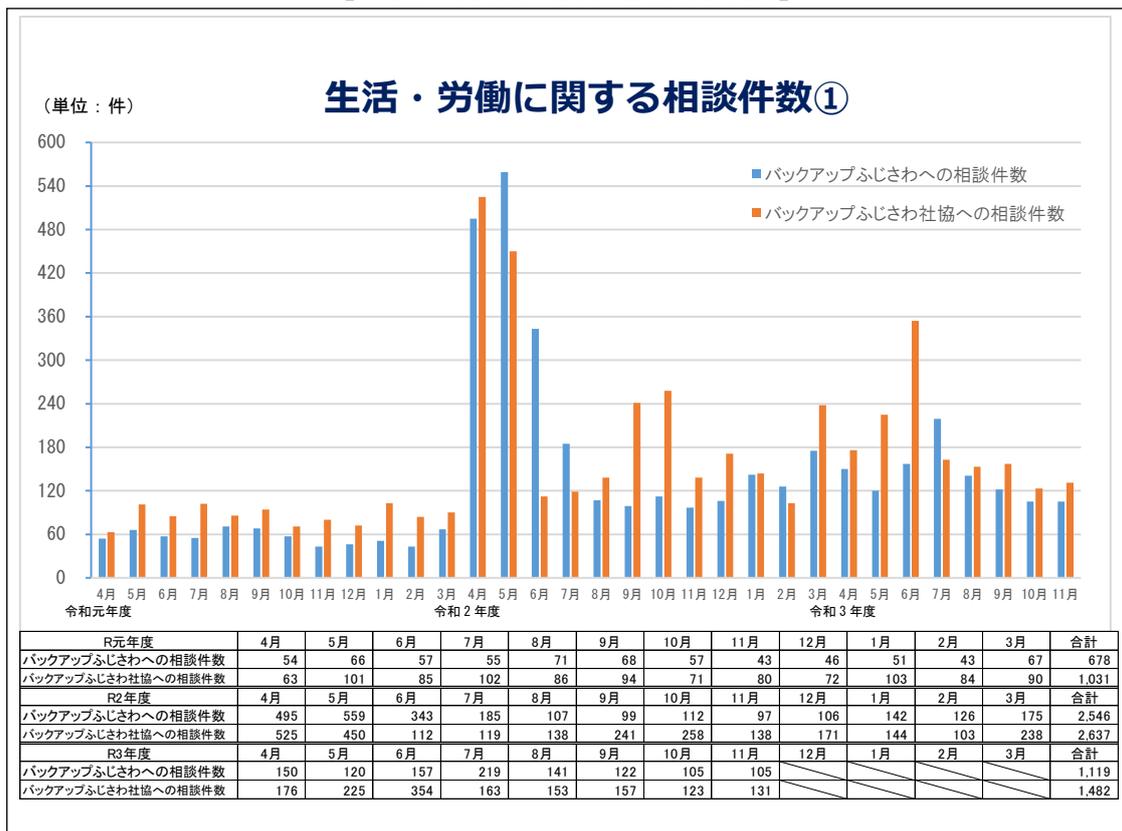
イ 生活・労働に関する相談

生活相談では、生活困窮者自立相談支援事業の窓口として設置するバックアップふじさわ等において、特に1回目の緊急事態宣言期間中である令和2年4月から5月に多くの相談が寄せられました。

また、休業等による生活困窮者に対し家賃相当額を支給する住居確保給付金や、就労による自立を図るため支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請に関する相談においても、多くの相談が寄せられました。特に、住居確保給付金では、令和2年4月から5月が多く、令和2年度合計相談件数は、前年度比で約30倍となりました。

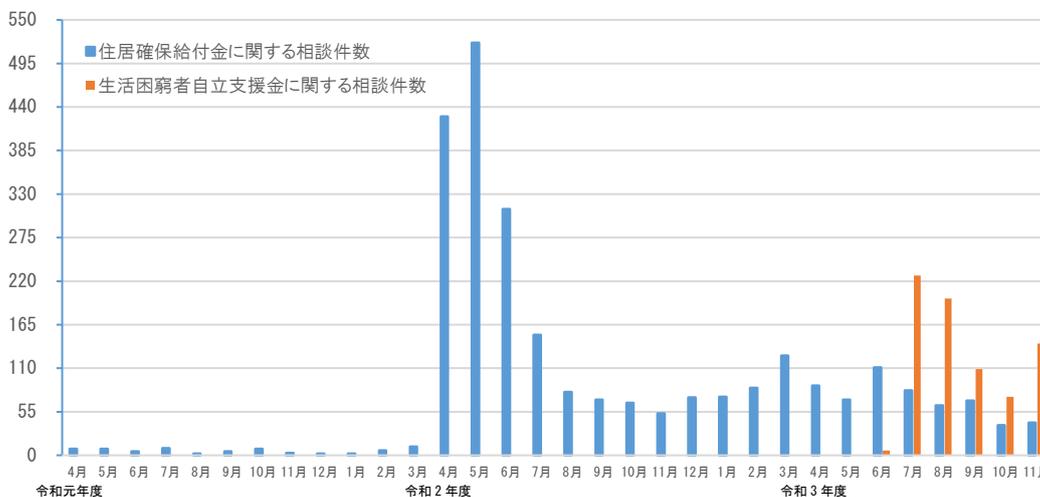
労働に関する相談では、解雇や賃金不払い等に関する労働相談への相談件数がコロナ禍において増加しました。

【生活・労働に関する相談件数】



生活・労働に関する相談件数②

(単位：件)

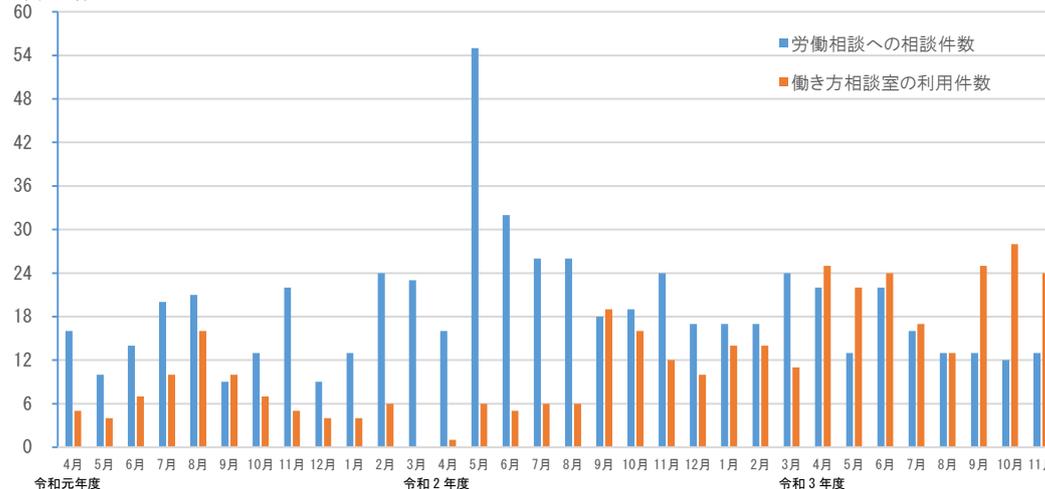


| R元年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-------|
| 住居確保給付金に関する相談件数 | 8 | 8 | 5 | 9 | 2 | 5 | 8 | 3 | 2 | 2 | 6 | 11 | 69 |
| 生活困窮者自立支援金に関する相談件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| R2年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 住居確保給付金に関する相談件数 | 428 | 521 | 311 | 152 | 80 | 70 | 66 | 53 | 73 | 74 | 85 | 126 | 2,039 |
| 生活困窮者自立支援金に関する相談件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| R3年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 住居確保給付金に関する相談件数 | 88 | 70 | 111 | 82 | 63 | 69 | 38 | 41 | | | | | 562 |
| 生活困窮者自立支援金に関する相談件数 | - | - | 6 | 227 | 198 | 109 | 74 | 141 | | | | | 755 |

※生活困窮者自立支援金は、令和3年7月1日から申請受付開始。

生活・労働に関する相談件数③

(単位：件)



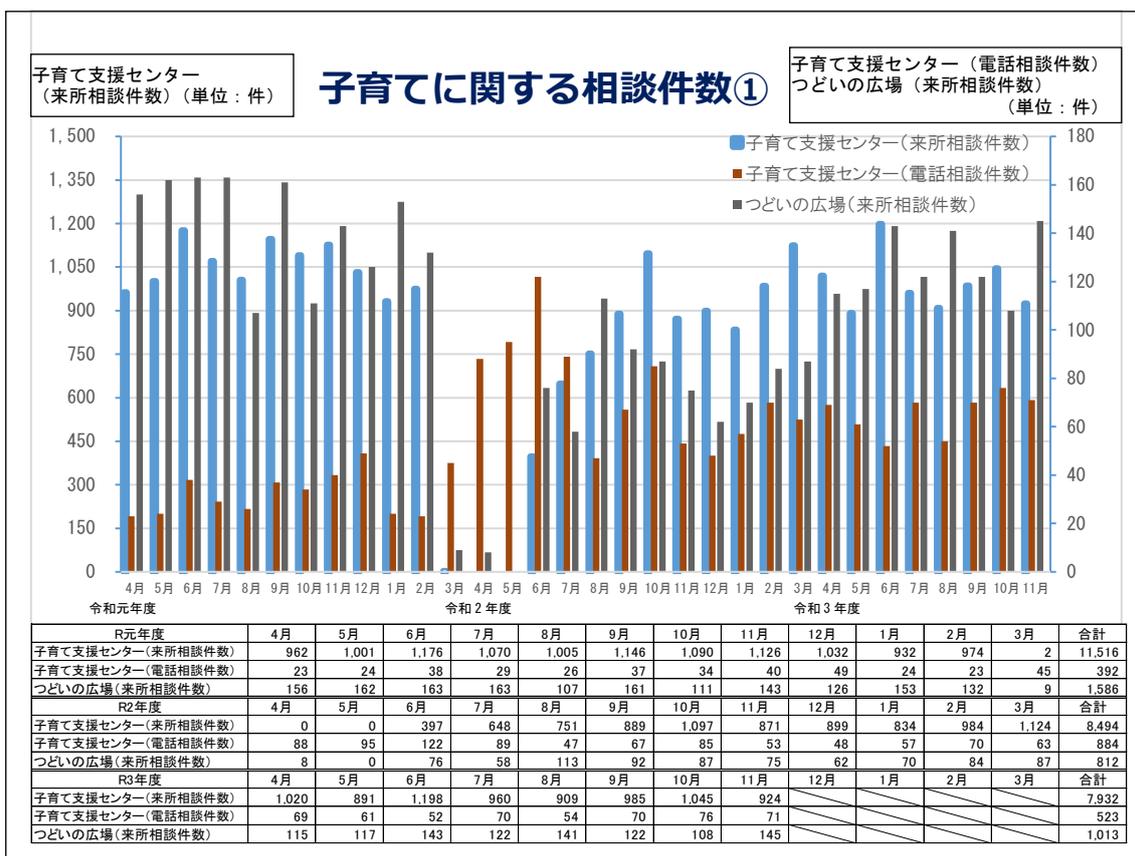
| R元年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 労働相談への相談件数 | 16 | 10 | 14 | 20 | 21 | 9 | 13 | 22 | 9 | 13 | 24 | 23 | 194 |
| 働き方相談室の利用件数 | 5 | 4 | 7 | 10 | 16 | 10 | 7 | 5 | 4 | 4 | 6 | 0 | 78 |
| R2年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 労働相談への相談件数 | 16 | 55 | 32 | 26 | 26 | 18 | 19 | 24 | 17 | 17 | 17 | 24 | 291 |
| 働き方相談室の利用件数 | 1 | 6 | 5 | 6 | 6 | 19 | 16 | 12 | 10 | 14 | 14 | 11 | 120 |
| R3年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 労働相談への相談件数 | 22 | 13 | 22 | 16 | 13 | 13 | 12 | 13 | | | | | 124 |
| 働き方相談室の利用件数 | 25 | 22 | 24 | 17 | 13 | 25 | 28 | 24 | | | | | 178 |

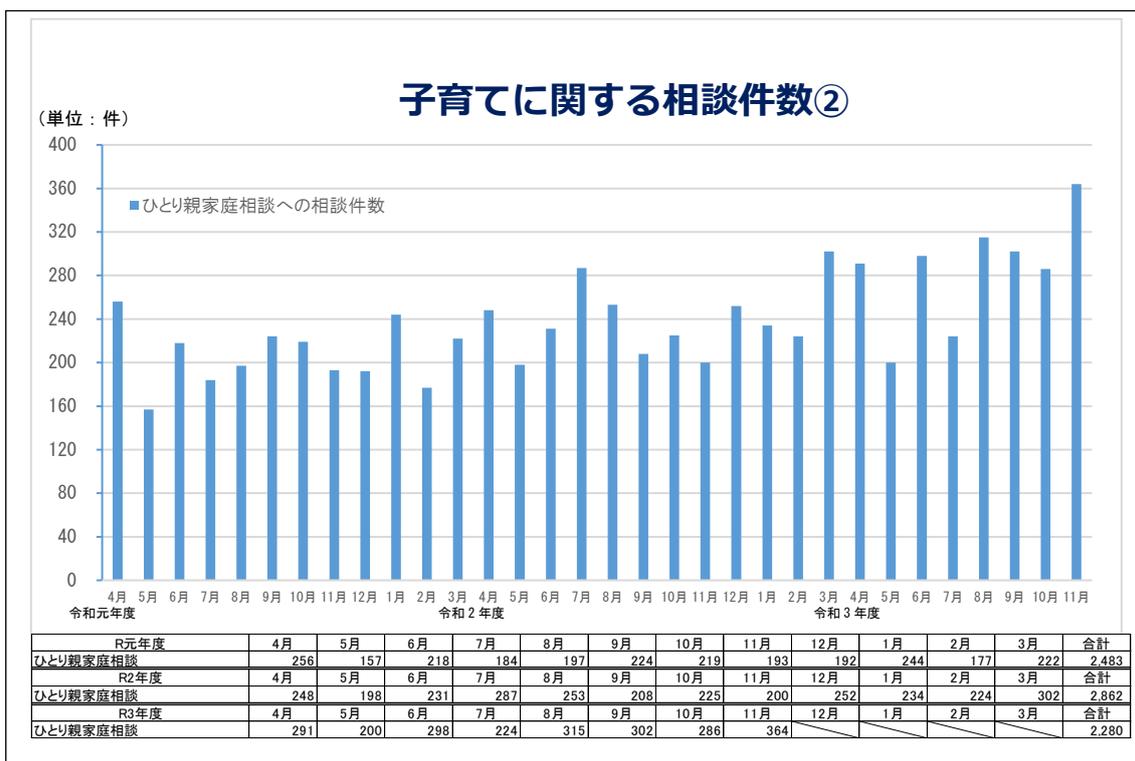
ウ 子育てに関する相談

子育てに関する相談では、未就学児を中心に育児の不安や悩みに関する相談や相互交流の場である子育て支援センター及びつどいの広場について、第1波の感染拡大に伴い、一定期間「ひろば」を休所していました。電話による相談等に対応する中で、コロナ禍においても、子育て中の親子の居場所や相談の場を求める声があったことから、令和2年6月以降は、予約制により「ひろば」を再開するなど感染症対策を講じながら、子育て支援センター、つどいの広場を開所し、令和3年度における相談件数は、概ねコロナ禍以前と同水準となっています。

また、ひとり親家庭を対象とした相談窓口においては、就労・経済的支援に関する相談が寄せられました。

【子育てに関する相談件数】





(2) 主な生活・経済支援件数

ア 市民への生活支援

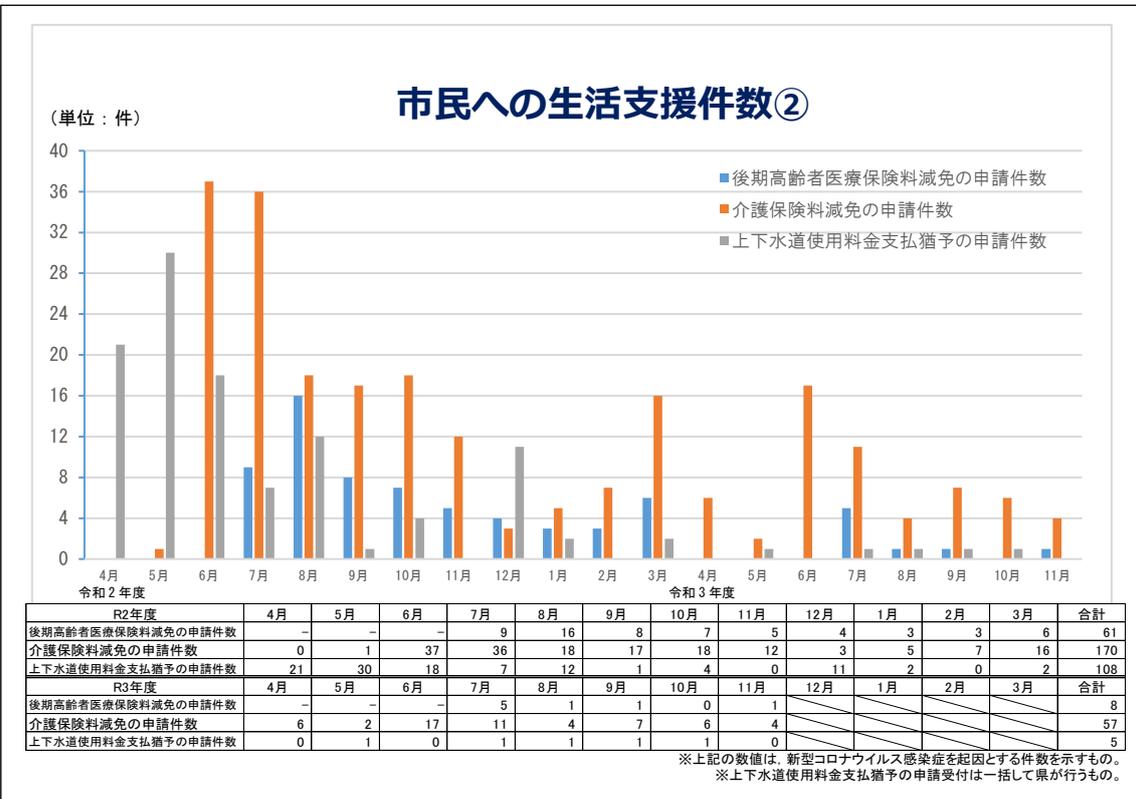
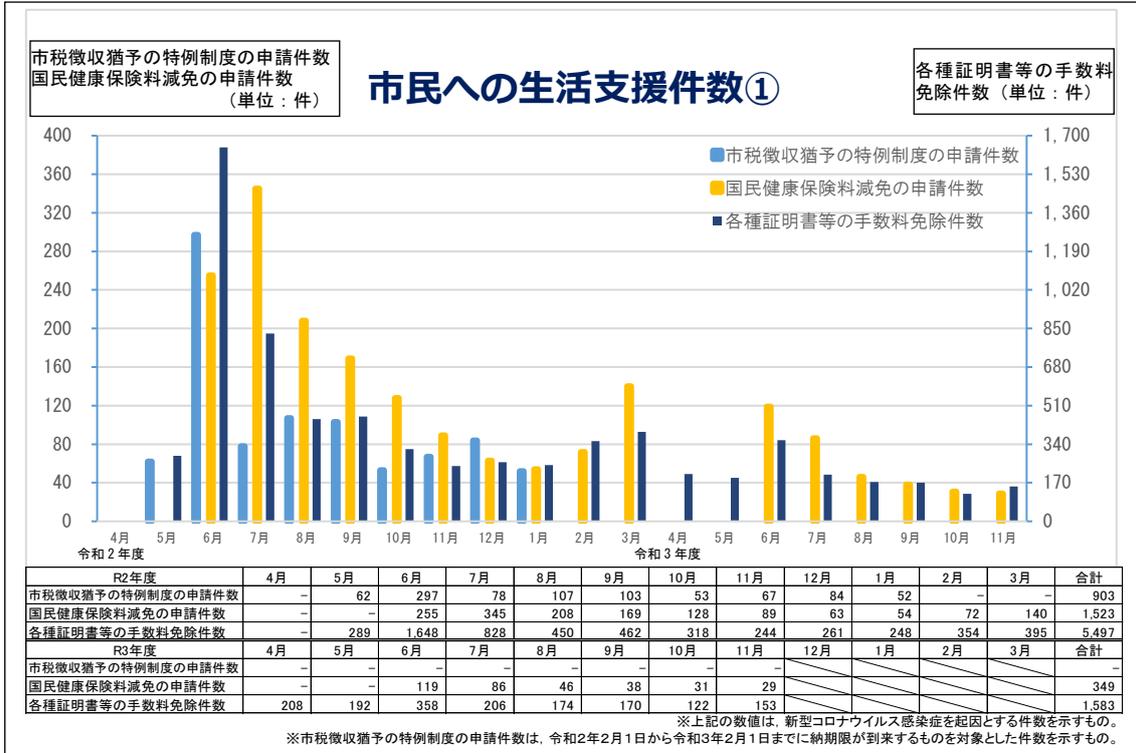
市民への生活支援では、税料等に関する支援として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納付が困難となった方への市税の徴収猶予の特例制度のほか、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の納付額の減免又は納付猶予を行いました。

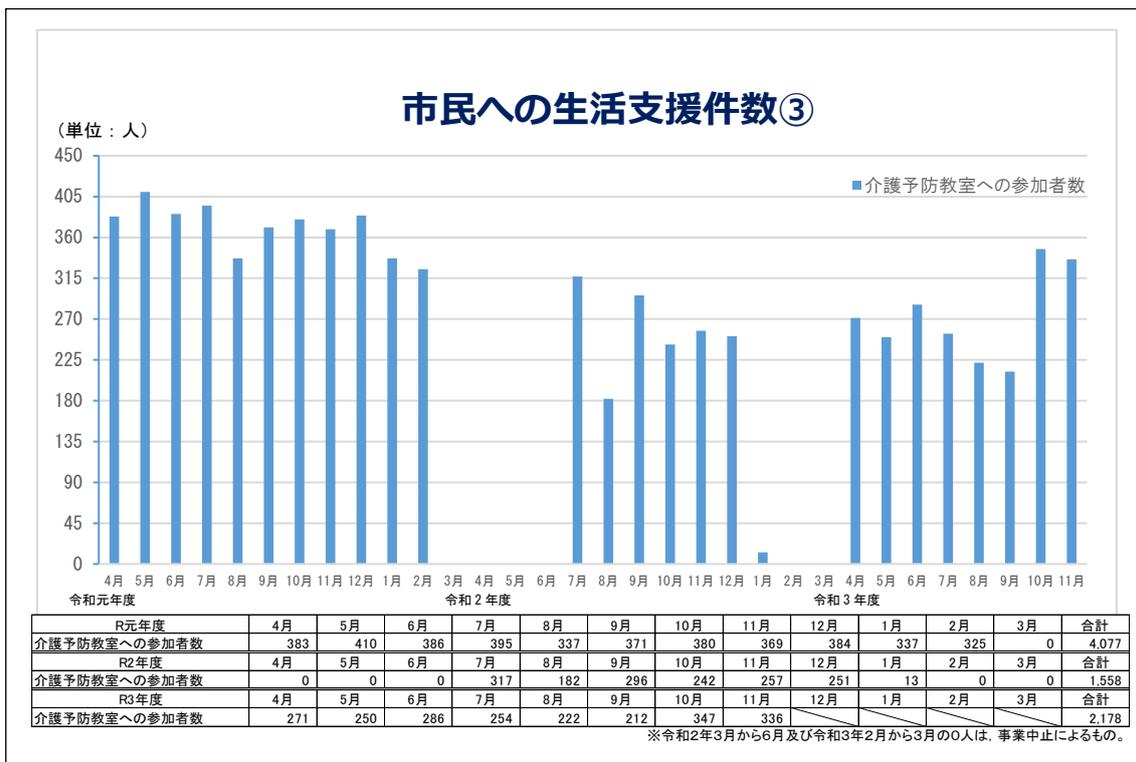
また、新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援制度の手続きに必要な証明書等の手数料を免除しました。

介護予防事業では、感染予防対策による人数制限などの影響により、令和3年度の介護予防教室の参加者が2,178人と、令和元年度の同時期と比較して約30%減となりました。しかし、他の代替手段として、住民団体(介護予防運動自主活動団体)が実施する公園体操を支援することにより、継続的な介護予防活動に寄与しました。

また、高齢者の外出機会の減少による健康維持が課題となったため、自宅でできる介護予防対策として、これまで介護予防事業で使用していた健康運動手帳や体操DVDについて、個人単位での申込受付を行いました。その結果、600人以上の方に健康運動手帳を配付するとともに、その機会を活用し、希望者については終活ノートなどを配付しました。

【市民への生活支援件数】



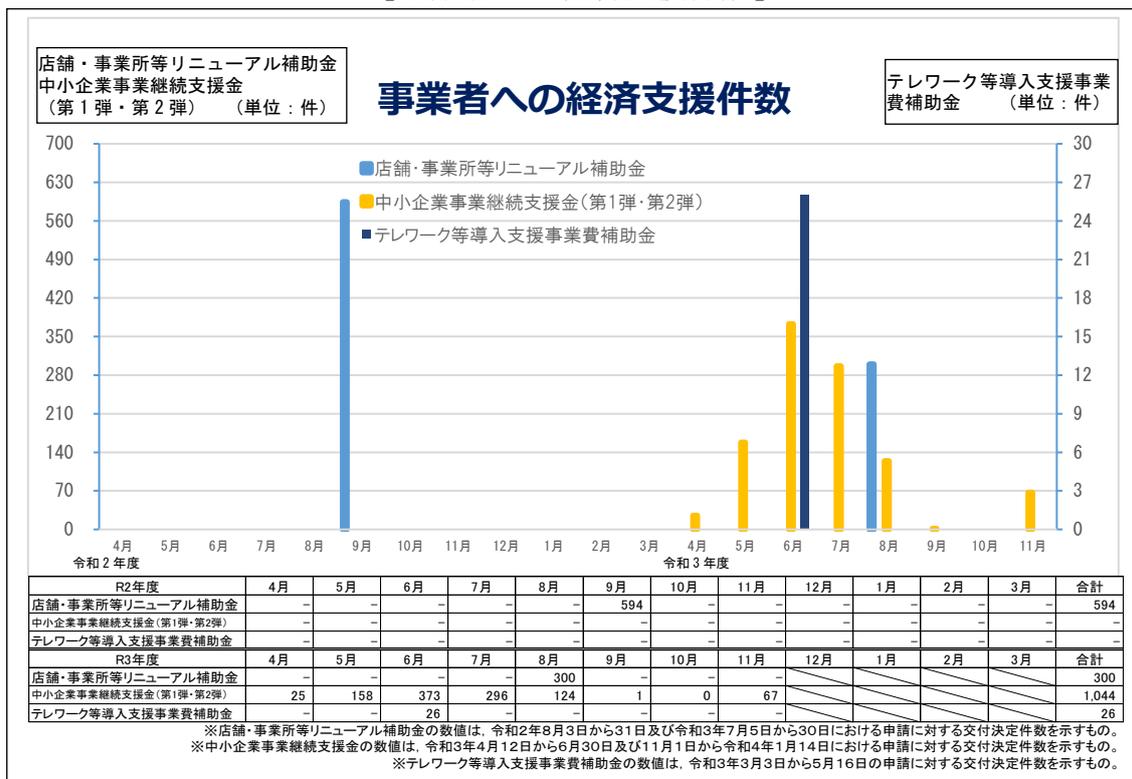


イ 事業者への経済支援

事業者への経済支援では、感染症の影響により受注減となった市内施工業者支援のための「藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金」や、事業収入が減少した中小企業者及び個人事業者を対象とした「藤沢市中小企業事業継続支援金（第1弾・第2弾）」を交付し、今後も市内で事業継続するための支援を行いました。

また、感染症対策として、在宅勤務等を導入する中小企業者及び共用型サテライトオフィスやシェアオフィス等を整備する企業等を対象に「テレワーク等導入支援事業費補助金」を交付し、新しい生活様式に対応した働き方への移行の促進に取り組みました。

【事業者への経済支援件数】



ウ その他の支援

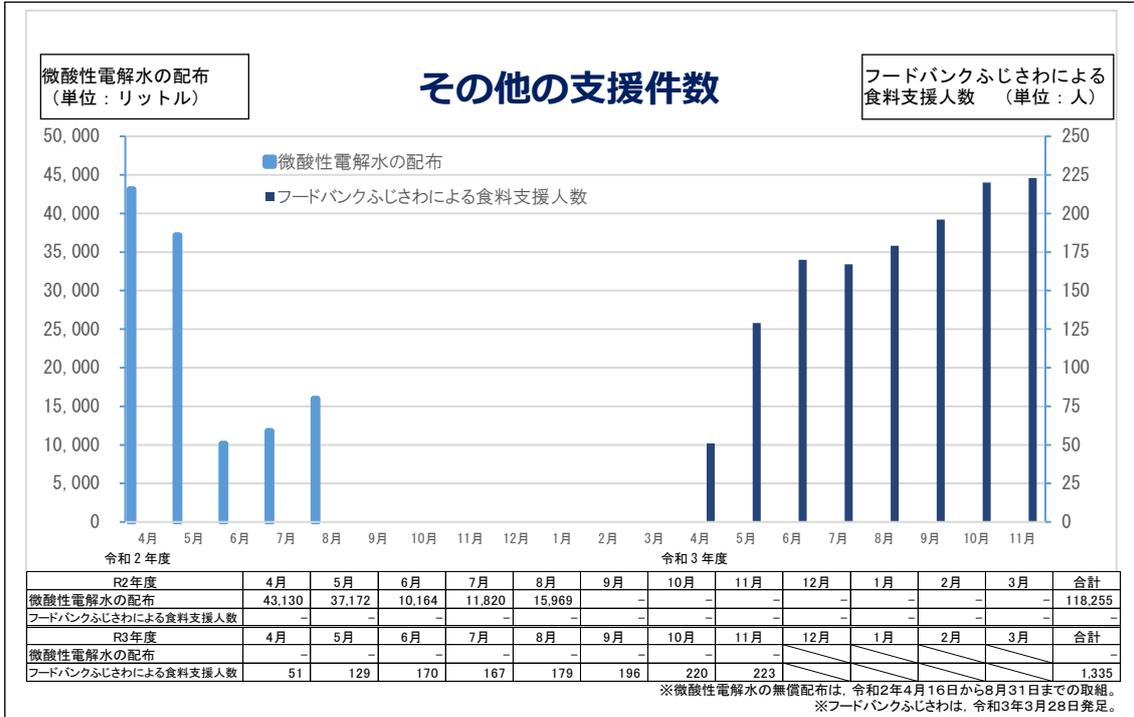
前記ア及びイ以外の支援として、本市では、1回目の緊急事態宣言発出後、アルコール消毒液などの入手が困難な状況を受け、市内企業からの機器の無償提供等により生成した微酸性電解水について、各地区の市民センター・公民館などで、約118,000リットル（1人当たり500ミリリットル換算で約236,000人分）を無償配布しました。

また、コロナ禍において、特にひとり親世帯や一人暮らしの学生の生活がひっ迫し、食料に困る方が増加しました。このため、フードドライブや民間企業からの寄附、地域団体からの協力を得ながら、フードバンクに取り組む団体等と連携した食料支援を実施するとともに、生活に課題を抱える世帯に対して、必要な支援につなげました。特に、市と連携して取組を進める「フードバンクふじさわ」では、延べ1,335人への食料支援が行われました。

さらに、健康診査、がん検診及び予防接種事業では、コロナ禍において、医療機関への受診控えや検診控えにより、病気発見の遅れなどが問題となる中、特に、がんの診断数が全国的に減少しました。これを受け、本市では、健康診査並びに一部実施期間を限定しているがん検診や、高齢者インフルエンザ予防接種について、希望者が受診及び接種の機会を逃してしまうことのないよう、令和2年度及び令和3年度において期間を1か月延長しました。

また、高齢者インフルエンザ予防接種について、令和2年度は無料で実施するなど、接種率の向上に努めました（令和元年度45.6%、令和2年度62.7%）。

【その他の支援件数】



(3) 市民利用施設

市民利用施設では、地域市民の家や市民活動推進センター、市民センター及び公民館の貸室等、市民や団体等が利用する施設のほか、老人福祉センターや老人憩いの家等、高齢者が利用する施設など、全ての施設について、1回目の緊急事態宣言発出時に、令和2年5月末まで施設を原則閉鎖しました。また、2回目の緊急事態宣言期間中においては、施設の特性に応じた対応として、閉鎖や利用制限等を行いました。これらの影響により、令和2年度の施設利用者数は、前年度と比較して大幅に減少しました。

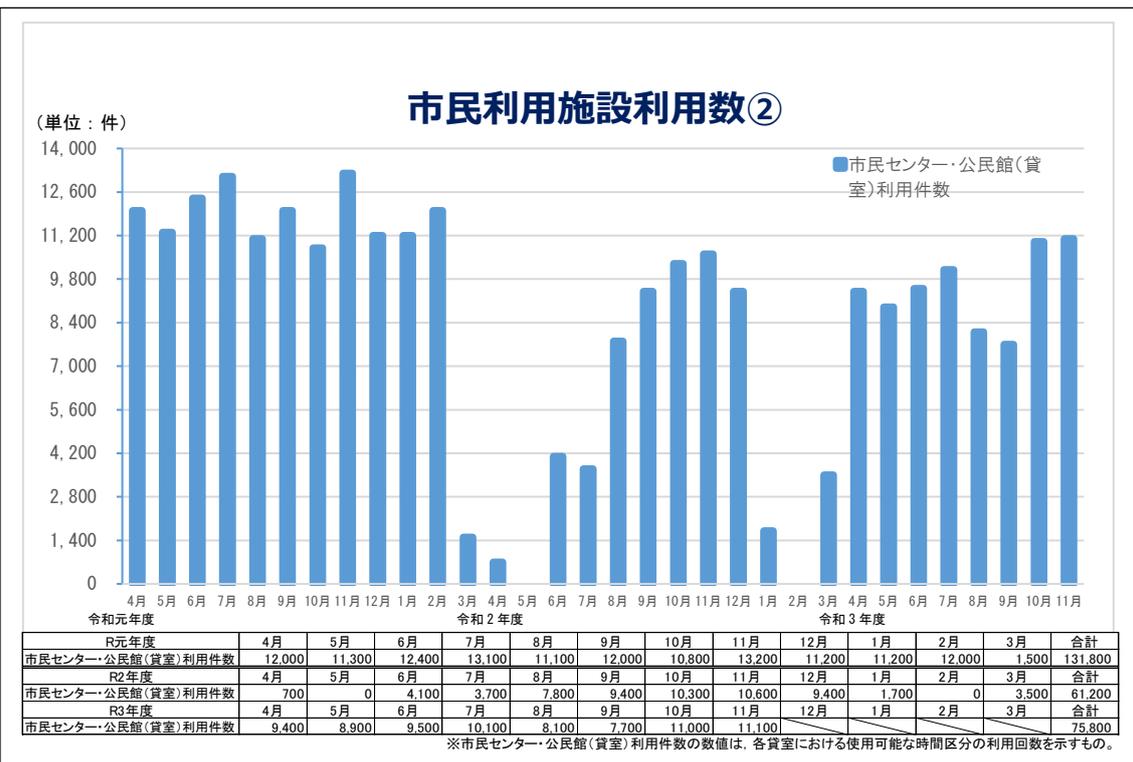
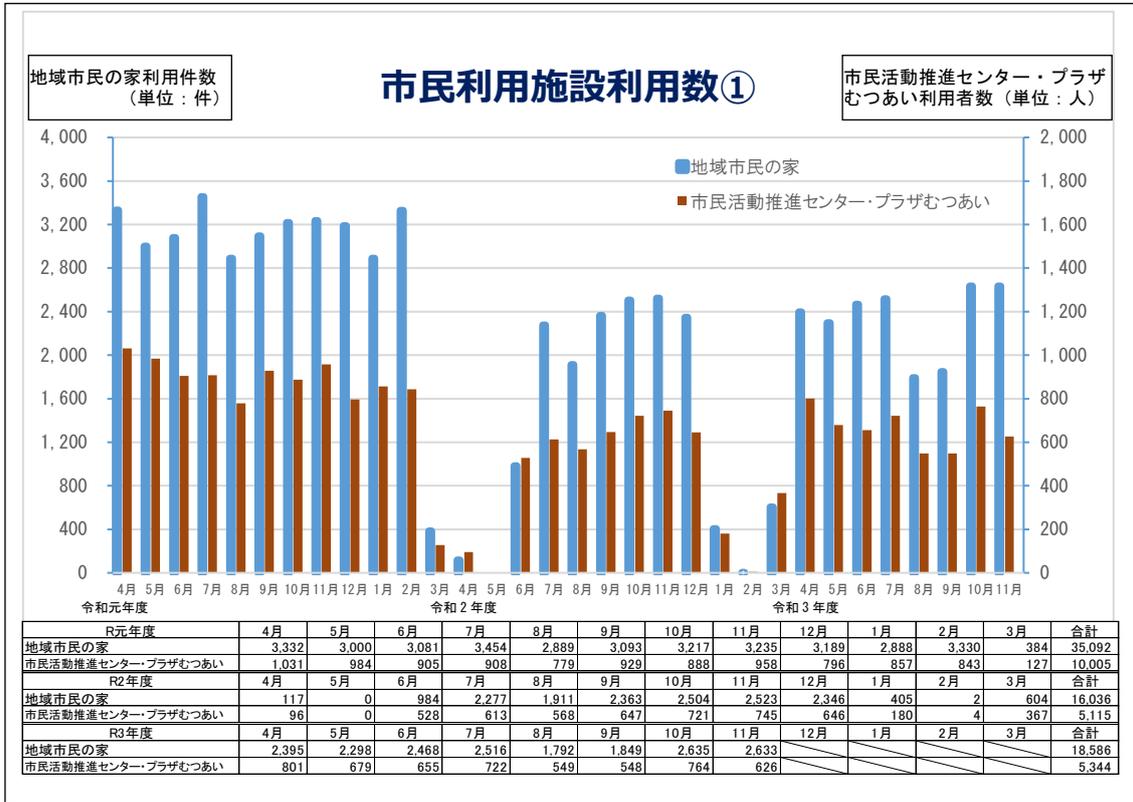
図書館においても同様に、来館者数は減少しましたが、令和2年3月以降、インターネット予約を中心とした予約受付件数は増加しました。

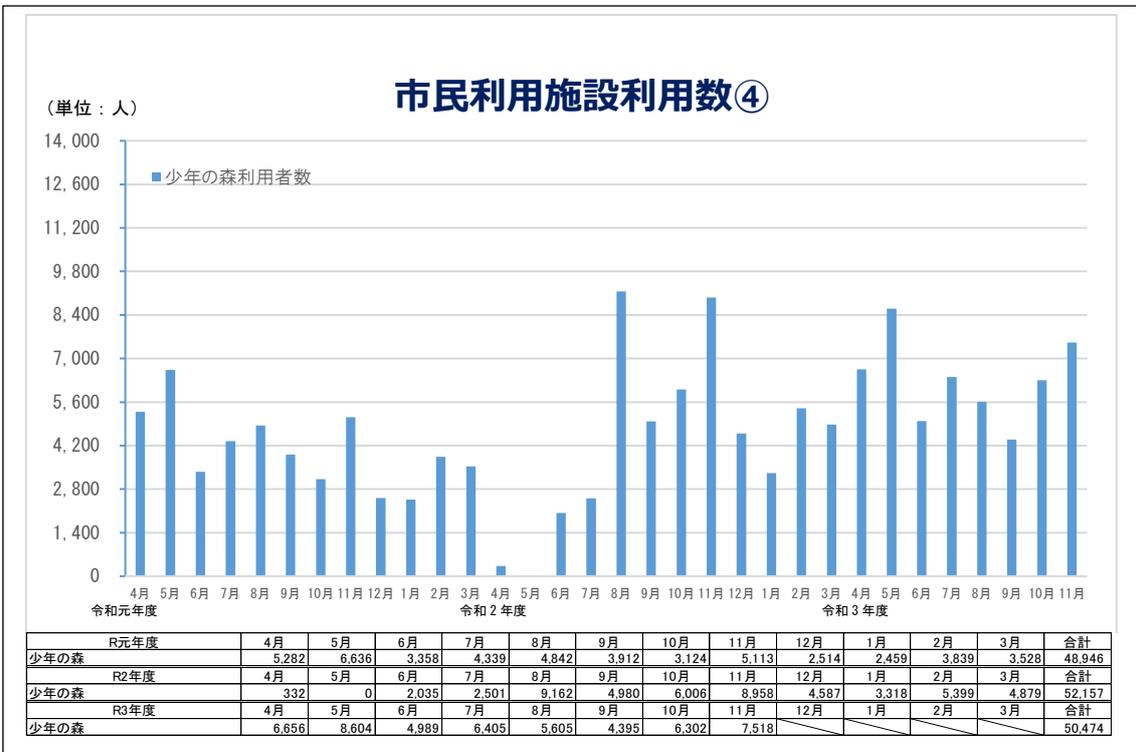
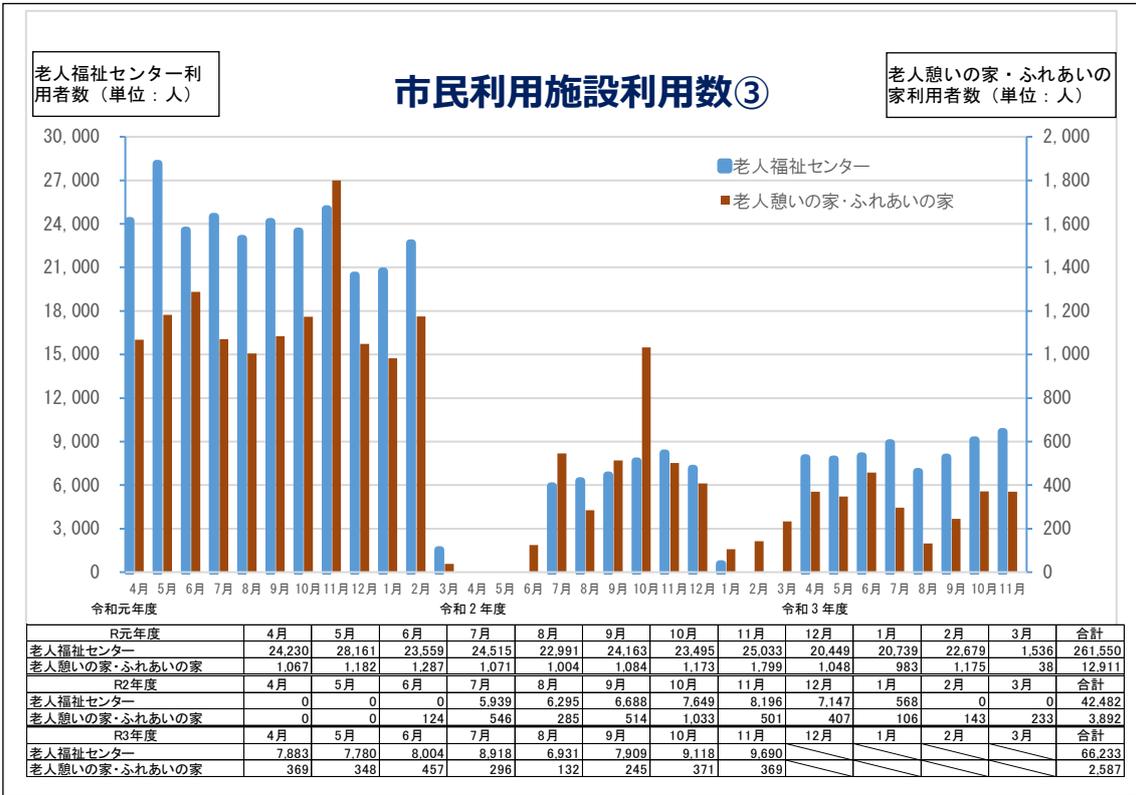
一方、コロナ禍においても利用者数の増加が続く少年の森では、特に令和2年8月には、前年同月比で約1.9倍となる9,162人の利用がありました。

なお、子どもや青少年、高齢者の居場所や活動の場については、コロナ禍において開放を望む声が多く寄せられたことから、新しい生活様式に対応し

た定員数の見直しや各施設における感染対策の徹底を図った上で、令和3年度は感染リスクが高まる活動を除き、施設の開館を継続しています。

【市民利用施設利用数】





4 全庁的な取組内容・課題・今後の対応の考え方

本市におけるこれまでの全庁的な取組や課題、今後の感染拡大への対応の考え方として、全庁に共通する内容を「(1) 全庁共通事項」、部局別の内容を「(2) 総務部」以降に記載しています。

なお、これらの考え方については、現時点のものであり、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた国の検討結果等により変化が生じた場合は、考え方そのものを再構築するなどの見直しを行う必要が生じる可能性があります。

(1) 全庁共通事項

これまで、本市では、第5波の期間を踏まえ、感染拡大の兆候をより早期に捉えるための、全庁的な応援体制を再構築しました。

しかし、各部局における業務縮小等の基準が無いことから、全庁での人員を生み出すための基準を設けることが課題となりました。

本市では、既に「藤沢市業務継続計画(感染症編)」を策定していますが、新型コロナウイルス感染症に起因した保健所への応援体制や、各種支援業務など、全庁的な新型コロナウイルス感染症への対応に係る協力体制の構築にあたり、業務精査等により各部局において対応可能な職員数を算出するための基準として、「藤沢市コロナ版業務継続計画」を策定しました(資料3を参照)。

【藤沢市コロナ版業務継続計画】

| (1) 藤沢市 「藤沢市」集計 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------------------------|---------|---|---|---------|---|------------------------|---------|---|---|---------|---|-----|---|
| | 職員数 ア | | | 感染拡大期の 想定職員数 イ 【アの5%減】 ※10人以下は 1人減 | | | コロナ対応への応援業務 従事不可の人数 | | | | | | ... | |
| | | | | | | | S (有り・無し) | A | | | B-1 | | | |
| | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | 行 I | 行 II | | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 |
| 藤沢市 | 1,998 | 394 | 1,141 | 1,861 | 373 | 1,034 | 有り | 1,203 | 342 | 666 | 499 | 31 | 268 | |
| ... | コロナ対応への応援業務 従事可能な人数 | | | | | | | | | 従事可能 人数合計 | | | その他 | 番号 |
| | B-2 | | | C | | | D | | | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | | |
| | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | 行 I | 行 II | 任 期 付 等 度 会 計 年 度 | | | | | |
| 91 | 0 | 40 | 50 | 0 | 39 | 18 | 0 | 21 | 159 | 0 | 100 | 74 | 1 | |

また、本市では、これまでの感染症対応を踏まえ、全庁的な即応体制を整えるための、フェーズに応じた施設やイベント等の開閉・実施基準を設けることについても、全庁的に共通する課題としていました。

このため、国のレベル分類や県の病床確保フェーズ、本市における応援体制を踏まえ、感染状況に応じた施設等における取扱いの基準として、「コロナ禍における施設等の開閉基準」を策定しました（資料4を参照）。

今後は、これらの基準に基づき、感染拡大期等へのより迅速な対応に努めます。

【コロナ禍における施設等の開閉基準】

| レベル分類 (L) | L1 | | L2 | | L3 | |
|-----------------|--|--|-------------------------|--|--|--|
| | 維持すべきレベル (一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能。) | 警戒を強化すべきレベル(一般医療・新型コロナへの医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています。) | | 対策を強化すべきレベル(一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる。) | | |
| フェーズ(Ph) | Ph1 | Ph2 | Ph3 | Ph4 | 災害特別フェーズ | |
| | 確保病床 1,000 床 うち重症 100 床 | 確保病床 1,300~1,700 床 うち重症 130~160 床 | | 確保病床 2,100 床 うち重症 210 床 | 確保病床 2,100 床+400 床 うち重症 210 床+60 床 | |
| 県の 具体的 対策 | | | 【社会への要請】 ・まん延防止等重点措置 | 【医療提供体制】 ・一般医療の延期 (医療機関裁量) 【社会への要請】 ・緊急事態宣言 | 【医療提供体制】 ・一般医療の延期(通知による) ・入院基準を SpO2 基準に変更 ・緊急酸素投与センター稼働 ・早期処方指針 ステロイド処方段階 【社会への要請】 ・ワクチン検査パッケージ停止 | |
| | 本市に おける 応援体制 | ステージ 0 1 週間当たりの新規感染者数 70 人以上~120 人未満 | | | ステージ 1~4 1 週間当たりの新規感染者数 120 人~750 人以上 | |
| 部内応援 | | | 部内応援+全庁 96 人体制 | | | |
| 施設の 開閉等 | 開館(○) | | 原則縮小(△) | 縮小(△)又は 閉館(×) | 原則閉館(×) | |
| 事業等の 実施可否 | 実施(○) | | 縮小又は一部中 止・延期(△) | 縮小(△)又は 中止・延期(×) | 全て中止又は延期(×) | |

※開館(○):「最も感染拡大のリスクを高める環境の3条件(密閉・密集・密接)」が重ならないよう徹底的なリスク回避を図るとともに、当該施設の特性を考慮し、感染症対策を講じた上で認めるもの。

※縮小(△):時間短縮, 利用人数制限等。

※一部中止・延期(Ph3): 不特定多数が参加する事業等の中止又は延期。

※中止・延期(Ph4): Ph3 の基準に加え, 参加者が特定できる事業等の積極的な中止又は延期。

(2) 総務部

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた多様な勤務体制の構築

総務部では、職員における感染リスクの低減等を目的に、時差出勤や分散勤務、テレワークなど多様な勤務体制を構築してきました。テレワークについては、テレワーク用の端末を確保し職員に貸与するとともに、地方公共団体情報システム機構が構築したL G W A N回線を使用するテレワーク環境についても、同時試行することで、職員における感染リスクの低減を図ると同時に、今後のテレワーク等の推進に関する検証も行いました。

(イ) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた組織の構築

令和2年度には、4月に新型コロナウイルス感染症対策の本部機能を担う担当を設置し、その後、「特別定額給付金」業務を担う担当の設置や、感染状況に応じた保健所機能の強化を図ってきました。令和3年度には、組織改正により「健康医療部」を新設し、新型コロナウイルス感染症対策及び新型コロナウイルスワクチン接種事業等に関する体制を整備するとともに、12月には「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における給付業務を担う組織を設置しました。

課題としては、感染の急拡大等に対する即応性や、感染爆発期におけるマンパワー不足などがあります。

(ウ) 新型コロナウイルスワクチン職域接種業務

自治体を中心に取組を進めていた、新型コロナウイルスワクチン接種については、更なる促進に向けて、国は、令和3年6月に、企業や大学などが接種主体を担う職域接種の申請開始ができる旨を示しました。

本市においては、来庁者への感染拡大防止や、市としての業務継続などの観点からも、早期に職員や関係者への接種を進める必要があったため、当該申請を行い、関係団体との調整等を経て、藤沢商工会議所・藤沢市合同職域接種として同年9月から実施しました。

課題としては、当初「8月初旬からの実施」を視野に申請等を行ったものの、国からのワクチン供給が遅れたため、実施時期が後ろ倒しとなったこと、また、そのことにより、当初想定していた接種対象者の接種が進み、結果として接種予定人数を「5,000人」減じたことなどと捉えています。

なお、実施実績等については次のとおりです。

a 会場

旧南市民図書館（住所：藤沢市鵜沼東8-2）

b 実施日程

(a) 商工会議所

1回目接種：9月11日（土）～9月21日（火）（11日間）

2回目接種：10月9日（土）～10月19日（火）（11日間）

(b) 藤沢市

1回目接種：9月22日（水）～10月4日（月）（13日間）

2回目接種：10月20日（水）～11月1日（月）（13日間）

c 接種実績

総接種回数38,829回（うち、商工会議所分として23,622回、
藤沢市分として15,207回）

イ 今後の対応等

(ア) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた多様な勤務体制の構築

引き続き、感染状況を捉えた勤務体制等を構築するとともに、テレワークについては、デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の視点等も踏まえながら推進していきます。

(イ) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた組織の構築

引き続き、全庁の業務状況等を把握し、適切な体制構築を図るとともに、国や県からの情報等にも注視していきます。

(ウ) 新型コロナウイルスワクチン職域接種業務

令和3年11月17日に国から「3回目の職域接種」に係る実施方針等が示されているため、今後の国の情報等を注視していきます。

(3) 企画政策部

ア 主な取組及び課題概要

企画政策部では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を図るため、庁内周知や事業計画の取りまとめを行い、関係部局や県との調整を進めました。

また、感染症の陽性者及びその同居家族等に対する新たな支援策として、自宅療養者の買い物支援制度の検討を進め、他市の情報収集、庁内調整、包括連携協定締結企業等との調整を行い、令和3年度9月補正予算での「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業」へとつなげました。

例年実施している人権及びジェンダー平等・男女共同参画に係る啓発などの事業や講演等については、動画配信やオンライン開催に変更するとともに、松本市との姉妹都市提携60周年記念事業については、両市のホームページを活用した「ホームページ交流事業」として実施しました。また、市表彰式についても、市民会館から本庁舎での縮小開催に切り替えて実施しました。

感染症に関する様々な情報については、関係部局と調整し、テレビ・ラジオ・広報紙・SNSによる情報発信を継続し、市ホームページによるやさしい日本語や多言語による情報発信を行いました。

国・県に対しては、市民への感染症対応の充実を図るため新たな補助制度を創設し、保健所設置市に対する財政支援を行うことなどを要望しました。

また、感染拡大防止の観点から、Web会議システムなどのデジタル環境の整備を行い、庁議についてはオンライン開催に変更するとともに、その他の庁内の会議をオンラインで行うよう調整しました。

イ 今後の対応等

実情に即した効果的な感染症対策を迅速に行っていくため、引き続き、国・県や民間事業者等からの情報収集や関係部局と情報共有を密に行いながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等の検討を進めます。

また、関係部局と連携しながら、これまでの感染症対応に関する評価・検証を行い、令和4年度に向けた事業選択（ストップ&ゴー）の検討を進める予定です。

各種事業においては、国・県の方針を踏まえた感染症対策を講じて実施するほか、ICT等を活用したオンラインでの実施や、コロナ差別やコロナ禍で困難を抱える女性の問題等にも焦点を当て啓発に取り組んでいきます。

さらに、テレビ・ラジオ・広報紙・SNSによる情報発信を継続して行うとともに、市長メッセージとして市民にタイムリーな情報提供を行うよう、

健康医療部と連携して取り組みます。

業務の効率化と市民生活の質を向上させるためのDXの取組についても、関係部局と連携して積極的に進めていきます。

(4) 財務部

ア 主な取組及び課題概要

財務部では、まず、契約事務について、経済活動の停滞や景気減速に対応する経済活動支援対策の一環として、前金払の対象となる工事等の請負代金額を引き下げるとともに、工事請負代金の支払い（工事しゅん工払）を40日以内の支払いとしているものを、令和2年7月1日請求受付分から20日以内に短縮しました。

次に、税制上の措置について、国において、令和2年4月7日付け「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の発出及び同年4月30日付け「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）」の施行により様々な税制措置が講じられました。このため、これらの措置に基づき、申告期限の延長や徴収猶予の特例などの支援措置を行いました。

さらに、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例制度を適用した納税者（滞納者）について、猶予期間満了後も、なお納税が困難な場合には、収支状況を調査・確認し、換価の猶予制度を適用するなど、個々の状況に合わせた対応を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援制度の手続きに必要な税証明書の手数料を免除しました。

庁舎管理について、新型コロナウイルス感染症対策として、閉鎖時間の変更や利用の一部休止等の対応を行いました。

【庁舎管理に関する対応】

| | |
|-----------------------------------|---|
| ①閉鎖時間の変更 ※通常は21時に閉鎖 | <本庁舎来庁者用出入口> ・令和3年7月22日から9月30日までは20時閉鎖 <本庁舎5階ラウンジ・屋上庭園及び9階展望デッキ・エレベーター> ・令和3年7月22日から8月1日までは20時閉鎖 ・令和3年8月2日から9月30日までは18時閉鎖 |
| ②利用の一部休止 | <本庁舎5階市民利用会議室> ・令和3年7月22日から9月30日まで夜の部(17時から20時半)休止 ※令和3年10月1日から定員の半数までの利用等の条件付きで再開 |
| ③分庁舎総合案内のロボットへの代替 | ・令和3年4月1日からロボットによる案内に変更 |
| ④庁舎出入口における消毒液自動吐出器(オートディスペンサー)の設置 | ・令和3年9月中旬に本庁舎・分庁舎の各出入口に設置 |

イ 今後の対応等

税制上の支援措置として、引き続き納税が困難な状況にある滞納者に対しては、納付資力を正しく見極め、適切に対応していきます。

また、庁舎管理については、庁舎出入口をはじめ、庁舎内各施設の閉鎖時間の変更、市民利用会議室の一部休止や定員制限について、施設利用者の混乱を招くこともなかったため、今後も国や県の要請内容に沿った対応を行っていきます。

なお、市民利用会議室の定員制限については、県の対応にならない12月1日から解除しました。また、分庁舎の総合案内業務をロボットが代替することについても、特段問題がなかったため、今後も継続する予定です。

財務部として今後とも国・県等とも連携し、時機を捉え適切に対応していきます。

(5) 防災安全部

ア 主な取組及び課題概要

防災安全部では、出水期を迎えるに当たり、避難所での感染を懸念し、避難を躊躇することのないよう、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策用の防災備蓄資機材の充実を図りました。

令和3年7月3日の大雨・洪水警報発表に伴う避難指示においては、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）74か所を開設しましたが、避難者が多くなかったこともあり、感染症対策をとりながら受付を行い、特に混乱などは生じませんでした。

災害対策基本法の改正に伴う避難情報の見直しに当たっては、避難所の密を防ぐための分散避難の考え方を地域回覧等により、周知・啓発しました。分散避難の実効性を高めるため、「感染症対応避難所開設訓練の実施」「車両避難場所や民間ホテルの協定締結」「避難所混雑状況の可視化」に取り組みました。

また、藤沢市防災会議を感染症対策として書面開催し、藤沢市地域防災計画には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れる必要性を明記しました。

各種防災訓練や災害時福祉ボランティアに対する研修、防災リーダー講習会等に関しては、基本は発出された緊急事態宣言等を考慮して実施の有無を検討しました。実施した場合は感染症対策を十分取った中で行いましたが、多くの市民や職員を集めての訓練は、新型コロナウイルスが蔓延する以前の完全な形で実施することが困難だと認識しました。

生活支援としては、アルコール消毒液が品不足になったことに伴い、微酸性電解水を市民へ無償配布しました。これは、アルコール消毒液などの入手が困難な状況を受け、市内企業から無償提供いただいた装置等にて生成した微酸性電解水について、各地区の市民センター・公民館などで、約118,000リットルを無償配布したものです。

防犯事業・交通安全事業においては、市民・関係機関と連携して、多数の参加者ととも実施するキャンペーン・イベント等について、通常の実施方法では対応が不可能でした。緊急事態宣言下では中止などもありましたが、それ以外の時期では「3密」を避けるため創意工夫しながら事業展開を図りました。

今後も、市内の各地域団体・関係団体等における防犯意識・交通安全意識の高揚を維持するためには、事業中止を可能な限り避けながら、実施方法の変更・新規事業展開などにより取組を継続する必要があります。

また、緊急事態宣言中には、県から飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮要請がされたことに伴い、夜間の照明減少による体感治安の低下が心配されました。その対策として各市民センター・公民館と連携し、青色回転灯装備車両（青パト）による防犯パトロールを実施し、車載マイクで「ワクチン接種詐欺等への注意喚起」などを呼び掛けました。

イ 今後の対応等

避難所の初動対応として必要な感染症対策用の備蓄資機材については、必要数を確保できたことから、今後は、避難所開設に伴う資機材の消耗に対し、必要な補填を実施します。一部の避難所では、感染症対策用の備蓄資機材の保管場所確保が課題となっていることから、公共施設再整備の機会等を捉えて防災備蓄倉庫の拡充に努めます。

職員や市民の防災意識の向上や災害時の対応の実効性を高めるためには、実地訓練が必要不可欠であるため、感染症対策を取りながら、今後も機会を捉えて実施します。その中でも、分散避難の実効性を高める取組については、防災訓練等を通じて熟練度を高めたり、避難場所の協定締結を拡充したりするなど、いつ発生するか分からない災害に備えます。

防犯事業・交通安全事業におけるキャンペーン等については、一斉実施が困難な状況の中、各地区で様々な創意工夫を行い、取組（例 置き配布、懸垂幕掲出など）を進めており、これらの新たな取組を市内関係団体で情報共有するため、取りまとめ等を行います。

また、地域情報紙との協定、防犯カメラ付き自動販売機の設置、市内バスへの広告掲出など、これまでにない新たな取組をさらに充実させ、防犯意識・交通安全意識高揚の継続を図ります。

(6) 市民自治部

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 施設に関して

市民自治部では、市民センターの貸室について、午後7時以降の貸室休止や新規予約受付の休止、定員数の制限を行いました。

地域市民の家については、新規予約の停止及び午後8時以降の利用を控えてもらうよう呼び掛けるとともに、施設に非接触型体温計、消毒液の設置、3密にならないよう呼び掛けるポスターを施設内の利用者の目に入るような場所へ掲示しました。また、飲食を伴う利用を禁止しました。

市民活動推進センターについては、感染状況を踏まえ施設の利用時間を午後8時まで制限し、貸会議室の利用時間短縮や新規予約停止を行いました。また、作業・交流スペースの利用人数制限の設定、館内飲食の禁止、施設換気、手指消毒、机・椅子の消毒等の対策を講じました。なお、運営スタッフは午後8時以降も施設にて、電話・メール等での相談対応等を継続して実施しました。

文書館については、来館者に対する検温と手指消毒の徹底を促すなどの基本的対策を行ったほか、市民資料室の閲覧席の縮小（半減）や、混み合っている場合の入場制限などを行いました。

(イ) イベント・事業に関して

地域における会議の開催等については、中止・延期の対応のほか、Web会議の活用、書面開催、会議時間の短縮などを行いました。

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ及び相談については、本市の行政サービス全般の問い合わせに応じる藤沢市コールセンターや、在留外国人を対象に各種相談に応じる外国人相談などにおいて対応しました。

相談業務については、相談員の派遣元である団体などからの申し出によりやむを得ず中止にしたほか、マスク着用・アクリル板越しの対応、電話やメールでの対応、オンラインシステムを利用した対応などを行いました。

市民向けのイベント等については、中止・延期・規模縮小の対応のほか、事前申込み制とし、参加者が特定できるような工夫を講じました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援制度の手続きに必要な住民票等各種証明書の手数料を免除しました。

イ 今後の対応等

(ア) 施設に関して

市民センターの貸室及び文書館については、今後も基本的な感染対策を講じた上で、国・県等の基準に合わせて制限の要否を検討していきます。

地域市民の家については、今後、管理者が常駐していない中で、どのように飲食を伴う利用を再開していくか検討していきます。

市民活動推進センターについては、引き続き感染対策を講じながら、市民活動支援施設として、相談業務等の機能を維持できるよう対応していきます。

(イ) イベント・事業に関して

地域における会議の開催等については、今後も新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しながら、対面開催ができない場合には代替手段をとることにより引き続き対応していきます。代替手段としては、主にWeb会議を採用してきましたが、Web会議への参加ができない方への対応について、環境整備を検討する必要があると認識しています。

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ及び相談については、藤沢市コールセンターや外国人相談などにおいて引き続き対応していきます。

相談業務については、今後も新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しながら、対面相談ができない場合には代替手段をとることにより引き続き対応していきます。

市民向けのイベント等についても、今後も新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しながら、感染防止対策を徹底した上で、事業をできる限り開催できるよう、引き続き様々な工夫を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援制度の手続きに必要な住民票等各種証明書の手数料免除については、継続していきます。

(7) 生涯学習部

ア 主な取組及び課題概要

生涯学習部では、県の対処方針に基づき、各施設における利用方法と事業・イベントの実施について対応してきました。

第1波の緊急事態宣言において、図書館やスポーツ施設が閉休した際には、幅広い世代の利用者から、居場所がなくて困る、学習の場として開館してほしいといった、施設の開館を望む意見が多く寄せられました。

このため、施設利用については、各施設の特性を踏まえて、感染拡大防止に関するガイドラインを策定し、利用人数や時間の制限（夜間の時間帯の利用休止）、新規予約の受付休止等、感染防止対策を図りながら市民生活に極力影響のないよう取り組みました。

また、イベントや事業については、Zoomを活用した講演会の開催やYouTubeチャンネルの開設等による情報発信を積極的に行い、新たな生涯学習の形が定着しました。

一方、施設の利用人数や時間の制限について、市としての基準が明確ではなかったため、市民への説明が難しい状況があったことが課題となりました。

イベントや事業については、事業の広報周知等を行う準備期間中と事業の開催時期で、感染状況が大きく変化する場合があります、実施の可否や実施方法の変更を含めた対応策について判断が難しかった場合もありました。

なお、図書館については、来館者数は減少したものの、予約受付件数は増加傾向にあり、さらにインターネット予約件数が占める割合も増加していることから、図書に対するニーズとともに、インターネットを活用し窓口でスムーズに貸出等を行う利用方法が定着しています。

イ 今後の対応等

施設の利用及び事業・イベントの実施については、県の対処方針や市の基準及び各施設のガイドラインに沿って、感染拡大防止策を講じた上で、適切に判断していきます。

また、施設の利用については、公民館や市民会館において、人と人との間隔や、部屋の広さ等を考慮し、積算根拠を明確にした新たな貸出定員数を設定して運用を開始しています。

事業やイベントの実施については、オンライン配信やハイブリッドでの実施方法等も積極的に取り入れ、感染拡大防止策を徹底しながら実施できるよう取り組んでいきます。

(8) 福祉部

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 保険料の減免・納付猶予及び手当金・給付金等の対応

福祉部では、収入が減少し、納付が困難な方に対して、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金保険の保険料の減免・納付猶予を行いました。また、国民健康保険被保険者が感染、若しくは感染の疑いにより、労務に服することができなかった期間について、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給しましたが、第5波の感染拡大期には、相談件数が急増し、その後の申請件数も増加しました。

住居を喪失又は喪失するおそれのある方については、住居確保給付金として、家賃相当分の住宅費の給付と就労支援を行い、住居の確保及び就労に向けた支援を実施するとともに、藤沢市社会福祉協議会が行う貸付金の利用が終了した世帯に対しては、生活困窮者自立支援金として、就労支援と合わせて支援金を給付してきました。

(イ) 高齢者に関する相談・支援

高齢者の自粛生活が長引くことによる様々な影響が心配されたため、ひとり暮らし高齢者の個別訪問を行うとともに、サービス付き高齢者住宅等の居住者への対応として、施設を訪問し、施設職員に感染症対策の取組状況や居住者の困り事、課題等の聞き取りを行いました。

また、高齢者の外出機会の減少による健康維持が課題となったため、フレイル予防対策の普及啓発にも力を入れて取り組んできました。

高齢者のみに限らず、ワクチン接種に関する情報を得にくい環境の方々や、接種を希望しているものの接種方法が分からないなどの方々に対しては、相談に応じられるよう検討を行い、様々な場面において個別支援に取り組みました。

(ウ) 生活支援

生活困窮する方に対し、自立相談支援を実施し、コロナ禍にあっても、その人らしい生活を送るための支援を、本人とともに考え、そのために必要な支援やサービスに繋げる取組を行ってきました。また、生活がひっ迫し、食に困っている方が増加していることから、環境部のフードドライブとの連携や民間企業からの寄附、地域団体からの協力も得ながら、フードバンクふじさわ及び様々な関係団体と連携した食料支援を実施してきましたが、ニーズに対し食料の確保が追い付いていないという課題も生じています。そのような中、課題解決策の一つとして、令和3年12月から新たに各市民センター・公民館における食料の受付を開始し、多くの寄附をいただきました。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援として、陽性者及びその同

居家族等で、様々な事情により自身では食料や生活に必要な物資などを確保できない方に対し、緊急的な支援を実施しました。

コロナ禍において、コミュニティ形成のきっかけづくりやICTの普及を目的にオンライン上での国際交流事業を実施するとともに、高いニーズがあるスマホ講座を、民間事業者、地域団体、郷土づくり推進会議等と連携して実施し、多くの市民に参加いただきました。

(エ) 施設等の対応

藤沢聖苑や大庭台墓園、藤沢市斎場では、利用者への感染予防対策の徹底を促すとともに、葬祭業組合等とも連携し、細心かつ丁寧な対応に努めてきました。

太陽の家体育館では、太陽の家利用者の感染を防止するため、市内の感染拡大状況により不特定多数の一般利用制限等を実施してきました。

老人福祉センターの利用については、感染予防に関するガイドラインを作成し、それに基づいた利用を依頼するとともに、予約制とし、一般利用については制限してきました。

(オ) イベント等の対応

地域活動見本市では、無観客とし、関係者はバーコード付き入館証での入退場管理をするなど感染拡大防止策を徹底し、後日その様子をYouTubeにより配信する方法で開催しました。

(カ) 事業所等への対応

障がい福祉サービス事業所に対し、国、県との連携により衛生用品（手袋・マスク・消毒薬等）を配布するとともに、市において微酸性電解水の配布を行いました。また、当事者及び事業所職員に対し、ワクチン接種の希望状況等の調査を実施するとともに、ワクチン接種医療機関の情報提供を実施しました。

介護保険サービス事業所についても同様に、微酸性電解水を配布するとともに、県と情報共有等を行いながら、定期的な調査のもとに、衛生用品を配布しました。

また、事業所における感染症発生の際には、県や保健所との連携を図りつつ、サービス運営に関する相談支援や緊急的な衛生用品の配布対応、従事者が自宅に帰ることが困難な場合の宿泊先の調整等のバックアップ対応に努めてきました。

(キ) その他の対応

生活保護の申請相談については、対人距離を確保した上で面接時間が長時間にならないよう工夫して対応してきました。訪問調査については最低限度必要なもののみ実施することとし、電話連絡により生活環境・病状・就労状

況等を聴取する等，できる限り生活状況の把握に努めましたが，電話や手紙だけでは生活実態が正確に把握できない場面も多く，細やかな支援が難しいという課題も見えてきました。

また，障がい者手帳の交付では，感染拡大防止の観点から手帳交付時の説明会を廃止し，手帳及び資料を郵送する方法に変更しました。

イ 今後の対応等

(ア) 保険料の減免・納付猶予及び手当金・給付金等の対応

保険料減免の周知については，広報ふじさわや市ホームページへの掲載，納入通知書の案内文への記載により行っており，今後も状況に応じた周知方法について引き続き検討していきます。

住居確保給付金については，有期限の制度であることから，期間内に就労や生活再建が困難であった方や，制度終了後再び困窮状態に陥った方など，引き続き自立に向けた相談支援を行っていきます。生活困窮者自立支援金については，再支給（最大3カ月）が可能となり，初回申請の受付期間も令和3年11月末から令和4年3月末まで延長となったことから，引き続き，未申請の対象者並びに再支給対象者に確実に情報提供を行っていきます。

(イ) 高齢者に関する相談・支援

コロナ禍での高齢者個別訪問等で明らかになった様々な課題については，関係部門と共有するとともに，継続してフレイル予防対策の普及啓発に力を入れていきます。

また，ワクチン接種に関する情報を得にくい環境の方々や，接種を希望しているものの接種方法が分からないなどの方々に対しては，今後も個別に相談に応じていきます。

(ウ) 生活支援

自立相談支援については，引き続き本人との面談を重ね，必要な支援策を検討していきます。

フードバンクによる食料支援については，ニーズに対する食料を確保するため様々な企業や団体に協力いただき，拡充を目指していくとともに，生活にひっ迫している世帯の把握に寄与することから，そこからの生活支援などにも繋げていきます。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の支援についても，令和4年3月末まで緊急的な支援を実施していきます。

オンラインによる国際交流事業については，今後も参加者の確保に努めるとともに，コミュニティ形成を支援し，地域生活課題の解決に資する取組の実施に繋がるよう調整していきます。また，スマホ講座については，今後も

様々な団体等と連携し、講座を開催していくとともに、フォローアップ講習なども検討していきます。

(エ) 施設等の対応

感染の再拡大に伴う火葬件数の増加に対応するため、関係事業者等との連携を強化するとともに、近隣市の火葬場との相互連携についても協議を進めています。

また、太陽の家体育館の利用制限については、一般利用者等への丁寧な説明を継続することにより理解を求めるとともに、代替案として、公民館等の体育館の利用を引き続き案内していきます。

老人福祉センターの一般利用については、今後の感染状況を踏まえ検討していきます。

(オ) イベント等の対応

イベントについては、引き続き感染対策を徹底するとともに、有観客となった際の受付時間の長さや会場出入りの流れなど、関係団体等との協議を踏まえ整理していきます。

(カ) 事業所等への対応

障がい福祉サービス事業所への対応については、県によるアルコール消毒液の確保及び事業所への配布が令和3年度中にシステム化されたことから、微酸性電解水の配布は終了しています。緊急備蓄用品については保管場所の確保に努めるとともに、ワクチン接種医療機関等の情報提供を密に行っていきます。

介護保険サービス事業所の対応については、引き続き、病床ひっ迫時における感染拡大等を想定したバックアップ体制の強化が課題と考えており、特に、比較的小規模の事業所における対応では、県等の関係機関とともに、事業所との意見交換等を行いながら体制整備に努めていきます。

(キ) その他の対応

生活保護に関する対応及び障がい者手帳の交付については、引き続き、感染対策に十分配慮した対応を行っていきます。

(9) 健康医療部

ア 主な取組及び課題概要

健康医療部では、新型コロナウイルス感染症に係る検査、疫学調査、健康観察、ワクチン接種事業などの業務において、保健予防課及び地域保健課を中心に、部内応援体制を構築し対応しました(詳細については検証報告書(保健所業務編)を参照)。

新型コロナウイルス感染症に係る対応以外の保健所業務については、第5波の感染急拡大期においても、市民の生命・健康に関与した業務を継続する必要があることから、新型コロナウイルス感染症対応業務と並行して業務を継続しました。

また、感染拡大防止の観点から、講座やイベントを中止または延期等としたことにより、コロナ対応の部内応援に従事することができた一方、第5波では、これまでにない感染者の急増により、職員の時間外勤務が増大するなどの課題もありました。

精神保健事業では、新型コロナウイルス感染症の影響によりストレスを抱えている方や、感染症対応に従事する医療関係者等の相談に対応するため、「ふじさわコロナこころの相談専用ダイヤル」を設置し、保健師や福祉職等が対応しました。

母子保健事業では、個別支援と集団支援がありますが、個別支援については感染拡大防止策を講じつつ、対象者の意向も尊重しながら中止することなく継続して事業を実施しました。新型コロナウイルス感染症を理由に対面での相談等を断られることもありましたが、電話相談等、対象者が抱えている課題に対応しました。

一方で、自粛生活が長期化し、外出先も制限される中、家庭訪問等により、対面で相談できることが安心につながるという意見も聞かれるなど、母子の孤立化防止に繋げることができました。

また、健康診査並びに一部実施期間を限定しているがん検診及び高齢者インフルエンザ予防接種では、希望者が受診及び接種の機会を逃してしまうことがないように、令和2年度及び令和3年度において通常時よりも期間を1か月延長しました。さらに、高齢者のインフルエンザ予防接種については、令和2年度は無料で実施し、接種率の向上に努めました。

管内の医療機関への立ち入り検査については、厚生労働省からの事務連絡に基づき、令和2年度の実施を見送ったことで、不特定多数の接触を抑制し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与したとともに、医療機関の負担軽減につながりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由等で生理用品が購入

できない女性への緊急支援としては、防災備蓄品の生理用品を無償配布するとともに、各種相談先の情報提供を行いました。

イ 今後の対応等

令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症対策担当を保健予防課に設置し、より効果的な組織へと改編するとともに、全庁応援体制について、より早期の職員配置ができるよう、応援体制を発動できる基準の見直しを行いました。

新型コロナウイルス感染症に関する受診相談体制については、電話回線を増やすとともに、相談員も増やし、体制強化に努めました。

精神保健事業については、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症に係る相談体制を維持していきます。

母子保健事業については、現在の感染拡大防止策を講じた実施・運営に大きな課題がないことから、現行の事業については引き続き実施していきます。

また、感染状況やそれに伴う国、県及び市の動向を注視しつつ、制限の緩和や縮小していた内容の再開等、本来の事業目的に沿う内容に戻せるよう、検討を継続していきます。

健康診査、がん検診及び予防接種事業の期間延長については、コロナ禍において、医療機関の業務が増大している状況であり、医療機関に更なる負担を強いることが課題となっているため、今後においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況や国、県の状況を踏まえ、判断していきます。

管内の医療機関への立ち入り検査については、令和3年度は書面による検査を行った上で、必要に応じて規模を縮小して立ち入り検査を行います。令和4年度以降も、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、適宜対応していきます。

(10) 子ども青少年部

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 保育所や幼稚園に関すること

認可保育施設においては、施設職員や園児の感染者が、令和3年7月中旬頃から、増加基調に転じ、8月から9月までの間はさらに大幅な増加が見られました。これに伴い、7月は7施設、8月は21施設、9月は9施設が臨時休園になりました。

令和3年8月2日の緊急事態宣言発出に伴う対応として、県の実施方針に基づき、保育施設については原則開所する前提のもと、保護者に対しては、園児の体調不良時の登園見合わせをはじめ、可能な範囲での預かり時間の短縮へ協力を要請するとともに、緊急事態宣言期間に自主的に登園を見合わせた場合には保育料を減免する取扱いとしました。感染者が確認された保育施設では、保育課で作成し配付した対応手順書に基づき、市と連絡調整を行いながら、疫学調査や保護者対応等を行いました。

なお、市内の私設（認可外）保育施設に対しては、市内認可保育施設における対応について情報提供することにより、認可保育施設に準じて感染症対策を図りながら原則開所とする対応を依頼しました。

幼稚園については、行政からの周知等は県の役割となりますが、市では市内認可保育施設への通知等を参考送付しました。しかしながら、臨時休園をした施設の保護者には、長期間、勤め先を休まざるを得なくなる方もおり、多大な負担となっていることから、臨時休園期間の短縮が課題となっています。

また、保育施設では、感染対策を実施していますが、園児のマスク着用は困難であるとともに、どうしても密にならざるを得ない環境であることから、感染対策には限界がありました。コロナ禍において保育課では、保育施設での感染者発生に伴う臨時休園や疫学調査の対応、登園見合わせによる保育料減免処理等、業務負担が増加しました。

(イ) 放課後児童クラブや青少年施設等に関すること

放課後児童クラブにおいては、第1波から放課後児童クラブでの感染拡大防止を図るため、通所に関する基準を定め、事業者や保護者へ周知し、放課後児童クラブの現場における実践を依頼してきました。第5波の期間は、放課後児童クラブに通所する児童や勤務する職員が新型コロナウイルスに感染し、休所する放課後児童クラブが増加しました。また、小学校の夏期休業期間中と重なり、放課後児童クラブの開所時間が長くなることで、長期間休所せざるを得ない事例もありました。

放課後児童クラブにおける感染拡大の防止を図るため、緊急事態宣言期

間中は放課後児童クラブへの通所自粛を保護者に要請し、自粛日数に応じて月額入所料を返金しました。第5波の期間は、月額入所料返金にあたり、保護者へ自粛報告書の提出を依頼しましたが、提出の遅れや事務作業の増大等の課題が生じました。

放課後子ども教室については、緊急事態宣言期間中や小学校休校期間中は、事業を休止しました。宣言解除後も児童と見守る人の安全確保等のため、教室ごとに休室、実施回数や実施場所の縮小及び利用人数の限定等の対応を取っています。

青少年施設については、消毒作業時間確保のために利用時間縮小や人数制限を設けつつ、事業の縮小を行って運営を行いました。縮小運営によって親子や友人と利用できない児童もいました。

(ウ) 子育て支援事業に関すること

子育て支援センター及びつどいの広場では、令和2年3月1日から5月31日の間は「ひろば」を休所し、電話による相談を実施するとともに、ホームページや子育てアプリふじさわ、フェイスブックを活用し、子育て世代に寄り添う応援メッセージや相談窓口に関する情報を発信しました。同年6月以降は、感染対策の徹底と面積に応じた利用人数の制限を行いながら、予約制にて開所しました。第5波では、利用人数をさらに抑制し、感染防止策を強化する一方で、緊急性の高い相談については、個別対応をするなどの工夫をしながら、子育ての不安の解消を図りました。

ひとり親家庭相談においては、就労や経済的支援に関する相談が寄せられ、各種給付金や貸付など、必要な支援につなげました。

子育て短期支援事業は、「施設型」事業の一部の利用を制限しましたが、子どもの生活支援事業では十分な感染対策を行いながら、通常通り事業を継続することができました。

子ども発達関連の各種講座では、対面や集合から、オンラインを活用した講座に切り替えて実施しました。受講しやすいという意見が多くありましたが、タイムリーに質問が受けにくいことや、申込期間が過ぎて受講できなかった方もいたため、実施方法や配信時期等を検討していく必要があります。

(エ) 各種手当・臨時給付金業務に関すること

子ども青少年部では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた子育て世帯に対して、様々な臨時給付金業務を実施しています。各種手当の給付や医療費の助成など、コロナ禍においても停止できる業務がない中で、感染症の影響が長期化し困窮する低所得のひとり親世帯や、家計が急変した世帯への給付は迅速な対応が求められるなど、令和2年4月の緊急事態宣言発出以降、業務執行体制の整備に苦慮しました。

各種手当の支給業務については、多くが窓口申請のほか電子や郵送申請に対応していますが、面談実施の観点から原則窓口対応とされている児童扶養手当受給者への現況届の受付について、国からの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について」の通知を受け、緊急事態措置期間の8月に実施した上記現況届の受付を、面談による受付だけでなく、郵送対応も一部可能としました。面談受付を行う際は、距離を確保し、マスクを着用する等、感染リスクを最小限にするよう配慮した形で実施しました。しかし、児童扶養手当の受給要件の確認のため、生活状況の聞き取りが必要な場合は、郵送対応ができないため、受給者全てを郵送対応とすることが難しい点が課題となります。

イ 今後の対応等

(ア) 保育所や幼稚園に関すること

保育施設については、原則開所の前提のもと、基本的な感染対策を継続します。利用者や従事者等に感染者が確認され、施設内感染の可能性がある場合には、臨時休園としますが、休園期間については、感染状況や疫学調査・検査の実施体制を踏まえて、精査します。

また、臨時休園とした際に、園児の保護者が感染症対策に欠かせない業務に従事する医療従事者等で保育が必要な場合には、感染状況を踏まえて人員確保の状況により可能であれば緊急的な保育を行います。

認可保育施設のコロナ禍における施設運営の課題については、把握を行い、今後の対策に繋げていきます。

また、保育施設職員向けのワクチンの追加接種については、ワクチン接種体制の状況等に応じて検討を行います。

(イ) 放課後児童クラブや青少年施設等に関すること

感染拡大の防止を図るための放課後児童クラブへの通所基準を定めたことで、放課後児童クラブにおける感染拡大、休所期間ともに最小限に抑えられたと捉えています。引き続き、事業者と連携しながら通所基準の順守を徹底することで、感染防止を図っていきます。

感染者発生に応じて放課後児童クラブを休所することについては、感染拡大防止と保護者の就労支援の両面に配慮し、運営事業者・保健所・小学校と連携を取りながら、今後も適切な対応を進めます。

放課後子ども教室は、子どもの見守りに従事するボランティアも含め、感染拡大対策を講じながら、事業実施日数等を増やすことについて、運営委員会・小学校等と検討していきます。

青少年施設は感染状況を踏まえ、今後は児童の居場所として、利用時間

や利用人数の制限の緩和についての検討を行う必要があります。

第5波で実施した放課後児童クラブの月額入所料の返金時に、保護者の提出書類の遅れや、事務作業の増大等の課題が発生しました。この点を踏まえ、今後、当該返金を実施する場合の内容の変更等を検討します。

(ウ) 子育て支援事業に関すること

子育て支援センターやつどいの広場等の「ひろば」の休所中における電話相談では、「在宅勤務となり生活パターンの変化や保育園・幼稚園の登園自粛で家事・育児の負担が増えた」「遊び場がなく自宅ですべて過ごしているため、他の子どもや大人との交流が全く持てなくなり親子共にストレスが増えた」「マタニティに関する病院や行政の教室がなくなり不安だった」など、子育て世代の居場所や相談の場を求める声が多く寄せられ、コロナ禍において子育て家庭が不安や負担感、閉塞感を募らせ、孤立する姿を浮き彫りにしました。

このため、コロナ禍においても子育て世代の居場所や相談の場の確保は必要であることから、利用人数の上限設定や事前予約制などの感染症対策の徹底を図りながら、子育て支援センターやつどいの広場については、可能なかぎり「ひろば」を開所することとします。

また、子ども・子育て・青少年相談及びひとり親家庭相談についても、相談の場の確保を図るため、感染症対策を十分に行った上で、相談体制を維持し、必要な支援につなげる取組を進めます。

子育て支援に関する各種事業についても、感染症対策を十分に行った上で、継続して実施することとし、緊急事態宣言の再発出や小学生以下の子どもの感染者の急拡大等があった場合については、事業の制限等を検討します。

また、研修や講座についてはオンラインと集合のハイブリッド型での開催や配信時期等を考慮したオンライン開催を検討していきます。

(エ) 各種手当・臨時給付金業務に関すること

これまでは、全庁的な基準に基づく業務縮小を行わなかったため、各部において応援職員を派遣することが難しく、臨時給付金のように突発的かつ臨時的に対応しなければならない業務が生じた場合でも執行体制の整備に相当な労力を要したことから、藤沢市コロナ版業務継続計画を踏まえ、必要な人員を生み出すための基準を整理することが重要であると考えます。

(11) 環境部

ア 主な取組及び課題概要

環境部では、不特定多数の方々が排出するごみを扱う職員の感染防止（手袋・マスク等の個人防護具の使用，手洗い・うがいの励行，できるだけごみに直接触れない等）を徹底するとともに，市民の処理施設（リサイクルプラザ藤沢及び石名坂環境事業所）へのごみの持込について，可能な限りの自粛（収集の計画的な利用）を要請したところ，コロナ禍において家庭系ごみの量が増加した一方で，ごみの持込件数については，新型コロナウイルス感染症の発生以前と比較して，ほぼ横ばいとなっています。

問い合わせも多くありましたが，説明する中で，市民等の理解を得られていると考えています。

また，焼却施設，リサイクルプラザ藤沢の団体見学（市民等が対象）では，三密を回避できないとの理由で，受入れを中止してきましたが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ，令和3年12月から再開しています。

このほか，感染拡大防止のため，これまで窓口で提出や交付を実施していた事務の一部を郵送可能とするなどの取組を行ったほか，フードドライブでは，食品ロスを減らすことを目的に集めた食品をフードバンク団体や社会福祉協議会へ提供し，コロナ禍で生活困窮する方への食の支援につなげることができました。

一方，リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設において，緊急事態宣言期間中は，感染拡大防止の取組として「臨時休館」とし，それ以外の期間中も，入場制限（10人程度まで）や施設での啓発事業中止等の制限など，実施規模を縮小して施設運営を行った結果，来館者が大幅に減少しています。

イ 今後の対応等

市民のごみ処理施設へのごみの持込自粛（収集の計画的な利用）の要請については，施設内での三密を回避するため，新型コロナウイルス感染症が収束するまでは，引き続き，継続していく必要があります。今後の感染拡大の状況によっては，持込休止の対応も必要となります。

また，団体見学の受入れや，各種啓発事業については，中止・延期等対応を図ってきたものもありますが，啓発事業の推進に向けて，感染拡大防止策を前提とする安全な実施方法等について，引き続き検討していきます。

(12) 経済部

ア 主な取組及び課題概要

経済部では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大状況であった第5波においては、「密」になる状況を避けるための工夫を取り入れつつ、市内事業者の事業継続が図れるよう、取り組みました。

具体的な取組として、江の島周辺の観光施設等の混雑状況が確認できるシステム「ENOMAP」の配信を継続することで、観光施設の混雑状況の可視化を図り、観光客が「密」になる状況を回避するとともに、ビッグデータによる観光客の動態調査を行い、行動変容の把握に努めました。他に先んじてデジタルによる密回避につながる対策や、ビッグデータ分析による行動変容の把握が報道メディアに取り上げられたことにより、多くの好意的な意見があり、安全で安心な観光地としてのイメージアップにつながりました。

市内事業者に対する取組としては、「藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金」を交付することにより、市内の施工業者の受注促進に努めるとともに、事業収入が減少した中小企業者及び個人事業者を対象に、「藤沢市中小企業事業継続支援金（第2弾）」を交付することで、今後も市内で事業を継続するための支援を行ったほか、テレワークなどの環境整備に係る経費への補助を行うことにより、新しい生活様式に対応した働き方への移行を促進しました。

就職活動や働く上での様々な悩み、不安等に対してキャリアコンサルタントが相談に応じる「働き方相談室」では、相談件数が増加したため、相談日数を従来の週2回を週3回に増やして、就職・転職活動の支援体制を拡充するとともに、労働会館では、感染防止対策を徹底した上で、利用人数の制限を行いながら貸室を継続しました。

また、市民ニーズが高い地産地消講座を実施するにあたっては、参加者の手指消毒や体温測定を行った上で、人数制限を行いながら農産物の収穫体験を行うとともに、例年行っていた収穫物を使用した調理実習を中止することにより、感染拡大の防止に努めました。

経済対策や事業者支援などを実施するにあたっては、常に最新の感染状況を見据えつつ、国及び県の動向を注視する必要があるため、フェーズに応じた適切な支援策をいかに速やかに実施するかが課題となりました。

イ 今後の対応等

経済部における現時点での今後の対応等についての考え方としては、常に感染症の動向を注視し、その拡大状況に応じた事業者支援等が滞りなく実施できるよう努めていきます。

市内事業者の状況については、経済団体と常に連携を図りながら把握に努めるとともに、感染動向と市内経済の状況を常に意識し、既存の取組にとらわれず、柔軟な対応による事業者支援を検討していきます。

就労支援及び雇用対策については、就労支援・資格取得講座の利用促進、国及び県が進める雇用対策等の取組の周知に注力し、今後の経済、雇用情勢を注視し、適宜新たな対策について検討していきます。

観光イベントの開催では、引き続きDXの活用などにより、密の回避を図るほか、ビッグデータの分析結果を基に今後の観光振興施策を検討していきます。また、常に感染リスクを回避しながら、効率的かつ効果的な集客を可能とする運営について取り組んでいきます。

農水産業のイベント及び講座においては、国のガイドラインに従いながら、安全を確保した上で実施します。

(13) 計画建築部

ア 主な取組及び課題概要

計画建築部では、主な取組として、市民が安心して公共交通（路線バス・タクシー）をご利用いただけるよう、藤沢市路線バス・タクシー新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金として、マスク・消毒液等の物品の購入又は消毒作業等に要する費用について、路線バス1台当たり2万円、タクシー1台当たり1万円を、市内の営業所で保有する台数に対して支援を行いました。

あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等により住居から退去を余儀なくされたなど、居住が不安定な方へ住宅を一時的に提供できる体制を整えています。

また、工事発注時の特記事項に、新型コロナウイルス感染症対策に努める旨を記載し、工事施工業者に対して現場における検温や手洗い等、基本的な感染症対策を指導するなど、感染拡大防止に努めました。

窓口業務における基本的な感染防止対策としては、アクリル板やビニールシートを設置し、飛沫感染リスクの軽減を図るとともに、定期的に消毒することで衛生環境の向上に努めました。あわせて、申請手続きの一部を郵送対応に切り替える等の対応を行うことで、窓口での接触機会の軽減を図りました。

一方、窓口業務に使用している窓口端末については、一部使用を制限し、利用者同士の間隔を空けた運用としましたが、利用可能台数が減少したことにより、利用待ちの行列が発生しました。

第5波の期間では、市民等を対象とした説明会等については、事前申込制による参加人数の特定や参加者名簿の作成、会場の座席間隔の確保等に配慮しました。

イ 今後の対応等

引き続き、第5波の期間と同様に、市営住宅の受入れ体制を継続し、工事施工における感染症予防対策に関する指導を行います。

あわせて、窓口業務については、基本的な感染防止対策を講じるとともに、引き続き接触機会を避ける等の対策を図る一方で、窓口端末については、感染小康期に可能な限り多くの端末を利用できるような運用を行います。

また、説明会等についても、これまでの事例を踏まえ、対面形式やWeb形式、書面形式など、感染状況に応じた対応を行います。

(14) 都市整備部

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 施設対応について

都市整備部では、市内の各公園について、市民の健康維持や災害時の一時避難場所としての機能に鑑み、閉鎖せず、公園利用に関する注意看板の設置やパトロール、トイレに石鹼を備えるなど、感染拡大防止策を可能な限り行いながら、平常時と同等の対応を図りました。

また、第4波の期間では、関係部と連携し、公園飲みの実態調査を行うとともに、大人数や長時間の飲食及び飲酒を控える旨の注意喚起看板の設置や、パトロールによる啓発活動を実施しました。

さらに、指定管理者が管理する公園の駐車場については、第1波の期間を除き、原則として平常時と同等の運営としていました。しかし、沿岸部の鵜沼海浜公園については、3回目の緊急事態宣言期間における県内の病床数がひっ迫していたこと等を踏まえ、市外からの流入による感染拡大を防止する観点から、沿岸部及び江の島島内にある県管理の駐車場や一部の民間駐車場等の閉鎖と合わせて閉鎖を行いました。閉鎖の対応にあたっては、開閉の判断となる統一的な基準がなかったことが課題となりました。

(イ) イベントについて

都市整備部における表彰イベントでは、出席者及び従事者の人数削減や、座席の間隔の確保などにより、第5波の期間においても平常時と同様に実施しました。また、指定管理者によるイベントや講習会については、状況に応じて中止を要請しましたが、手指消毒やマスク着用等の基本的な感染防止策を講じるとともに、人数制限や時間短縮等の対応を図り、可能な事業は実施しました。

各種イベントの中止や規模縮小に伴い、市民に対するみどり行政等の普及啓発の機会が例年に比べて減少したことや、藤沢駅北口でのにぎわい創出の機会が損なわれたことから、これらの対応が今後の課題となっています。

イ 今後の対応等

(ア) 施設対応について

公園については、「コロナ禍における施設等の開閉基準」に基づき、原則として利用可能としますが、利用にあたっては密集を避けることや、遊具等は不特定多数の方が利用することから、手指消毒やマスク着用等、基本的な感染防止策を徹底していただくため、引き続き市ホームページや啓発看板等により周知していきます。

また、公園駐車場については、「コロナ禍における施設等の開閉基準」に

に基づき、感染状況を鑑みて、開閉の判断を検討していきます。

さらに、鵜沼海浜公園駐車場については、同基準に基づき、感染状況を踏まえるとともに、県や近隣市、民間事業者等との協議を速やかに行い、開閉の判断を検討していきます。

(イ) イベントについて

引き続き、感染症対策に取り組むとともに、効率的かつ広くみどり行政等の普及啓発に関する情報発信を行います。また、藤沢駅北口での各種イベントについても、感染状況によって、中止や規模縮小の判断をしていきます。

(15) 道路河川部

ア 主な取組及び課題概要

道路河川部では、指定管理者が管理する自転車等駐車場について、第1波の期間では、定期利用者に対し、更新期限の延長を行うことで一定期間の閉鎖を行いました。以降は基本的な感染症対策を徹底することにより、第5波の期間においても通常どおりの管理運営を行いました。

一方、駐車場については、第1波の期間ではゴールデンウィーク、第5波の期間では夏季休暇期間と重なり、沿岸部では県内外からの流入が生じたことから、閉鎖等の要望が多く寄せられました。これらを踏まえ、市外からの流入による感染拡大を防止する観点から、市が管理する駐車場の閉鎖と合わせて、沿岸部及び江の島島内にある県管理の駐車場や一部の民間駐車場に対し、第1波及び第5波の期間において、閉鎖を要請しました。併せて、路上駐車や生活道路の交通渋滞など、交通安全上の問題や緊急車両の通行への影響等の調査を行い、駐車場閉鎖による実態の把握に努めました。駐車場の閉鎖の対応にあたっては、開閉の判断となる統一的な基準がなかったこと、及び、閉鎖は、沿岸部一帯で対応する必要があることから、県や近隣市等との密な調整をより早期に進めることが課題となります。

また、第4波の期間では、関係部との連携により、路上飲みの実態調査を行うとともに、大人数や長時間の飲食及び飲酒を控える旨の注意喚起看板の設置や、パトロールによる啓発活動を実施しました。

市が発注する公共工事等では「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、現場での感染対策の徹底を図り、工事等を継続しました。

イ 今後の対応等

自転車等駐車場については、エッセンシャルワーカーの利用も想定されることから、「コロナ禍における施設等の開閉基準」に基づき、原則として引き続き平常時と同様の管理運営を行います。

また、駐車場についても、同基準に基づき、感染状況を踏まえるとともに、県や近隣市、民間事業者等との協議を速やかに行い、開閉の判断を都度検討していきます。

(16) 下水道部

ア 主な取組及び課題概要

下水道部では、市民等への生活支援として、必要な方に対し、県と連携して上下水道使用料の支払い猶予を行いました。同使用料の支払い猶予に関する市民等からの相談や申請は、第1波の期間に多く寄せられ、特に令和2年5月では最多となる30件の申請がありました。第5波の期間では、毎月1件の申請件数と、比較的少ない状況でしたが、断続的に相談や申請がなされていることから、支払い困難な方への支援に寄与したものと考えます。

また、市民を対象とした事業として、年に1度開催する下水道フェアや、浄化センターの施設見学について、感染拡大防止の観点から中止するなど、緊急事態宣言下における必要な措置を行いました。

その他、窓口業務に関し、主に事業者を対象とした窓口業務の一部について予約制を試行実施し、窓口での混雑緩和に努めました。

イ 今後の対応等

引き続き、必要な方への下水道使用料の支払い猶予を行うとともに、第5波と同等の感染拡大となった場合は各種事業の中止などにより、感染拡大防止に努めます。

また、今後も窓口業務における予約対応を行うなど、基本的な感染防止策を講じていきます。

(17) 市民病院

ア 主な取組及び課題概要

藤沢市民病院は、「神奈川モデル」の高度医療機関及び重点医療機関協力病院等として、重症・中等症の患者を中心に治療を行うとともに、保健所からの依頼に基づく濃厚接触者等の新型コロナウイルス感染症の診断検査（ドライブスルー方式で実施）に対応しています。

入院患者を受け入れる体制として、県と感染状況のフェーズに応じた各病院の確保病床を事前に取り決める「協定」を締結しました。このように、感染状況のフェーズに応じた確保病床について、協定という形で締結しておくことは有効なものと捉えている一方、感染状況のフェーズに応じて病床数が増えることは、看護師等の職員配置を柔軟に対応する必要が生じるなど、看護師をはじめ医師及び技師にも負担が増えること、また入院患者の受入れを制限することで、地域を支える基幹病院として通常医療とのバランスを保つことが困難になること等が課題となっています。

イ 今後の対応等

令和3年12月14日時点における、国内の感染状況は落ち着いていますが、海外で確認された新たな変異株であるオミクロン株については、懸念される変異株に指定され、他の変異株に比べて再感染のリスクが高いこと等が指摘されており、世界各国で感染者が増えている状況にあります。日本でも海外からの入国者などの感染が確認されており、その動向を注視しています。

入院患者受入体制としては、感染第5波の「災害級」に対処した病床数を新たな確保病床数とするフェーズ5（災害級の状況下において緊急的に対応するフェーズ）を含めた協定を締結しました。また、国や県の補助金を活用し、医療資器材等の整備を図るなど、感染再流行に向けた対応に取り組んでいます。

神奈川モデル認定医療機関として、県と連携するとともに、保健所、医師会、薬剤師会及び歯科医師会等と連携して対応していきます。

(18) 消防局

ア 主な取組及び課題概要

消防局では、第1波及び第3波の期間において、勤務体制を2交代制から3交代制とし、感染拡大を最小限に抑える等の取組を行いました。

救急活動現場では、第3波及び第4波の期間において、高齢者施設からの救急要請が相次ぎ、救急体制に混乱をきたす場面が生じるとともに、救急搬送困難事案も発生しました。

第5波の期間では、自宅療養者の増加により、自宅療養中の感染者による119番通報が相次ぎました。通報の中には、保健所等への電話が繋がらないため、症状は安定しているものの自宅療養への不安から救急要請した事案もありました。この時期には、通常の救急要請も含め救急搬送体制がひっ迫した状況であったことから、感染症対応の救急隊を増隊するとともに、保健所に連絡調整員を派遣し、救急搬送を円滑に行うための調整などを行いました。

また、令和3年9月から、ワクチン接種事業への応援体制として、職域接種や集団接種会場において救急救命士が筋肉注射や経過観察などを行いました。

その他、集客又は対面式によるイベントや救命講習などを中止し、Web上での啓発に切り替えましたが、消防訓練指導や、法令等に基づく立入検査などの業務は、感染防止対策を講じた上で実施しました。

イ 今後の対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、消防活動においても脅威となり、多大な影響を与えています。消防局における対策として最も重要なのは、市民を守る消防力を確実に機能させ続けることであり、これまでも保健所などの関係機関と連携し、様々な場面を想定した対応策を講じてきました。

引き続き、これまでの知見や経験を活かしながら感染防止対策を行い、万全な消防体制を確保するとともに、関係機関と連絡を密に行い、搬送先医療機関の更なる確保について調整を進めていきます。

(19) 教育部

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 教育活動全般

教育部では、令和2年2月に発出された全国の学校の一斉臨時休業以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、文部科学省及び県からの通知を踏まえた本市の学校運営に係るガイドラインを策定し、運営手法の変更や学習内容の制限など様々な感染対策を講じながら、学校運営を行ってきました。また、その時々々の感染状況を踏まえながら、ガイドラインを改訂してきました。

第5波の中で迎えることとなった夏季休業後の学校再開に際しても、文部科学省及び県からの通知を踏まえガイドラインの改訂を行い、午前登校や部活動の停止、ペア・グループ学習の制限など、感染症予防の強化・徹底をしながら児童生徒の健やかな学びを最大限保障することを目指しました。

併せて、コロナ不安等で登校できない児童生徒への学習保障として、オンラインを活用した学習にも取り組んでいます。

また、学校内における感染症対策として、発熱症状等がみられた児童生徒及び教職員に対し、国及び県から配布された抗原検査キットを活用することにより陽性者の早期検知に努めています。

一方、学校現場では、多岐にわたる通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策のための業務増により、教職員への負担の増加が課題となっています。

(イ) 学校行事等

宿泊行事等については、令和2年度は、当初の予定を延期し、行き先や学習内容等の変更や代替行事の実施により対応しました。令和3年度は、感染状況を踏まえ年度の後半に実施時期を延期し、10月の緊急事態宣言解除後は、感染症対策をとりながら学校の実情に合わせ、代替行事等を含め実施しています。

課題としては、実施の判断が感染状況に大きく左右され、直前に宿泊学習等を見合わせた場合にキャンセル料を負担する必要があること、加えて、感染対策についての旅行経費が膨らみ、保護者負担が重くなることです。

運動会については、実施種目の変更や、規模の縮小などの工夫により実施しました。また、保護者等の参観については、人数の制限やオンライン配信等の対応を行いました。開催時の感染状況や学校規模などを考慮し、学校ごとに異なる対応となり、参観方法に対する説明が充分ではなかったことから、様々な意見が寄せられました。

(ウ) 児童生徒への心のケア

学校では、児童生徒に対して、教育相談やアンケート、電話等による確認

を行うなど、児童生徒の心身の状態や表面化しにくい困りごとの把握に努め、具体的な支援につなげました。

(エ) 教職員の研修・保護者との会合等

感染拡大当初は、延期または中止、書面開催などにより実施していましたが、感染状況を見極めながら規模縮小や分散開催、代替研修の実施やリモート開催などにより、研修や会合の機会の確保に努めています。

コロナ禍における教職員や保護者のニーズを研修等の内容に反映させること、オンライン開催の質的向上や通信の安定性向上、対面やオンラインなど実施方法の更なる工夫により、十分な参加の機会や受講人数を確保することなどが課題となっています。

(オ) その他

新型コロナウイルス感染症対策に係る国や県の交付金・補助金等を活用することにより、スクールバスの増便、介助員の増員等に対応し、児童生徒の学びの保障と、安全・安心の確保に努めました。

イ 今後の対応等

(ア) 教育活動全般

教育活動については、学習保障や心身の成長・健康の保障のためにも様々な感染症拡大防止措置を講じて継続していきます。また、引き続き、学びを止めないように児童生徒や家庭の実情を踏まえながら、1人1台端末を有効的に活用し、可能な限り学習機会を確保できるよう努めていきます。

また、学校内で陽性者が出た場合、感染予防対策として保健所が必要と判断した対象児童生徒の検査については、保健所や学校と連携を図りながら対応するとともに、公表に際しては、人権尊重や個人情報保護に留意しながら、保護者等にも分かりやすく提供できるよう、引き続き必要な情報の発信に努めていきます。

(イ) 学校行事等

宿泊行事等については、児童生徒にとって教育的意義があることから、十分な感染症防止対策を徹底することで、子どもたちにとってかけがえのない貴重な機会の保障に努めていきます。

運動会等の行事については、参観人数の制限緩和や、オンライン配信の要望に対して、感染状況や学校規模などを考慮し、学校ごとに工夫して開催していますが、開催方法等について、保護者の理解が得られるよう、引き続き丁寧な説明を行っていきます。

(ウ) 児童生徒への心のケア

感染の影響により、学級閉鎖等の臨時休業や、感染への不安から登校を控

えるなど、やむを得ず学校に登校できない児童生徒には、電話、家庭訪問、オンライン等の様々な手段を通じて、コミュニケーションを絶やさないように努めます。

(エ) 教職員の研修・保護者との会合等

コロナ禍においても、教職員の資質能力向上のため研修は欠かせないことから、感染症対策を講じながら、必要な研修について実施していきます。

また、保護者等の会合についても、保護者や地域のニーズを把握し、必要な情報提供に努めるほか、児童生徒が安心して日常生活を過ごせるよう、参加の機会が十分に確保されるよう努めます。

(オ) その他

新型コロナウイルス感染症対策に係る国や県の交付金・補助金等を効果的に活用するため、今後とも情報収集のうえ、財源確保に努めます。

(20) 行政委員会等

ア 主な取組及び課題概要

(ア) 議会事務局

議会事務局では、第1波の期間からの主な感染症対策として、1日あたりの会議開催時間の短縮や、出席者数の削減、定期的な換気や飛沫飛散防止用のシールド設置などの取組を行っています。

また、令和3年11月に、各種特別委員会をオンラインにより試行実施しました。

(イ) 監査事務局

監査事務局では、第1波の期間から、会議等の開催方法を書面形式やオンライン形式に変更し、職員及び監査委員間の接触機会を極力減らす対応を行いました。

(ウ) 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局では、コロナ禍における初の国政選挙となる衆議院議員総選挙の執行において、他自治体での事例等を踏まえ、手指消毒液・ビニールシートの設置や、密を避けるために記載台の間隔を空けて使用するなどの感染症対策を行いました。これに加え、混雑緩和策として、市民センターに設置する期日前投票所の増設や開設期間延長、市ホームページ等への日別・時間別の混雑状況に関するグラフの掲載、防災行政無線による分散投票の呼びかけを行いました。

また、新たに法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の患者等については、特例郵便等投票ができるようになったことから、保健所と連携し、適切に案内ができるよう取り組みました。

課題としては、感染症対策を行った結果、一部の投票所で混雑が発生したため、更なる混雑緩和策が必要であると考えます。

(エ) 農業委員会事務局

農業委員会事務局では、主な取組として、毎月開催される農業委員会総会において、3回目の緊急事態宣言中は、総会の構成員である農業委員及び農地利用最適化推進委員のうち、農業委員のみの出席とし、会場内での密集を避け、検温や手指消毒の徹底等、委員間での新型コロナウイルスへの感染を防ぐよう努めました。

課題としては、農地利用最適化推進委員の意見を総会の議題に反映することができない可能性があります。

(オ) オンブズマン事務局

オンブズマン事務局では、新型コロナウイルス感染症対策として、市民センター及び公民館で市民による市政に関する苦情について、相談や申立て

をオンブズマンが受ける，巡回オンブズマン事業を中止することにより，感染機会の軽減を図りました。

イ 今後の対応等

(ア) 議会事務局

定例会については，新型コロナウイルス感染症の感染状況や前定例会実施状況を踏まえ，都度取組方針を検討していきます。

また，特別委員会のオンライン実施については，試行実施の結果を踏まえ検討していきます。

(イ) 監査事務局

監査委員による決算審査や定期監査，出納検査の実施方法については，オンライン形式や書面形式など，新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視する中で都度判断するとともに，感染対策を講じた上で実施していきます。

(ウ) 選挙管理委員会事務局

今後，令和4年には参議院議員通常選挙が予定されていることから，今回の衆議院議員総選挙における取組を継続するとともに，分散投票について周知方法を工夫し，また，投票所のより広い会場への変更，記載台設置数の増などについても検討し，混雑緩和に向けた取組を進めていきます。

(エ) 農業委員会事務局

今後も緊急事態宣言等が発出された場合は，これまでと同様に農業委員会総会への出席は農業委員のみとしますが，総会の前段で行われる各地区農地協議会において，農地利用最適化推進委員の意見を十分にくみ取り，総会の議題に反映することができるよう努めます。

(オ) オンブズマン事務局

感染機会の軽減を図るため，今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況や「コロナ禍における施設等の開閉基準」を踏まえ，適宜中止等の判断をしていきます。

5 おわりに

(1) これまでの本市の検討・対応について

令和3年11月にまとめた、検証報告書（保健所業務編）においては、第1波から第5波における、保健所業務を中心とした、業務課題の抽出と今後の対応についての整理を行いました。

今回の検証報告では、総務主管者会議メンバーを中心に、全庁的な確認作業や調整を重ね、各部門での対応状況の検証を行うとともに、全庁的な人員の生み出しを目的とした「藤沢市コロナ版業務継続計画」を策定しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に際し、市として統一した対応がとれるよう、「コロナ禍における施設等の開閉基準」をとりまとめました。

これらにより、今後の感染の度合いや感染スピードにもよりますが、感染拡大の脅威から市民の生命や健康を守るため、職員一丸となって対応できる体制が、一定、確保されたものと考えております。

(2) 今後の本市の対応について

今後の新型コロナウイルス感染症の動向や変異株の特徴、発現の時期に関して、事前に予測をすることは大変難しいと考えています。

しかし、感染予防のための方策を早急に進めるとともに、すべての感染者が速やかに健康観察や診療が受けられる体制を確保していくことが重要と考えています。

このためには、3回目のワクチン接種の推進、早期診断の体制、地域療養や入院病床確保等の医療体制の確保など、保健所の機能強化や医療提供体制の整備を引き続き進めてまいります。

特に保健所においては、感染拡大期の患者急増に対応できる保健所機能の強化、デジタル化を含めた効率的な業務改善を進めてまいります。

また、医療面においては、県や藤沢市医師会と連携を取り、入院・宿泊療養の調整、地域療養の強化、速やかな外来受診や入院体制等の更なる整備のための調整を進めてまいります。

個人の感染予防に関しても、引き続き、手洗い・うがい、マスク着用や人との距離をとることでのウイルスの遮蔽、十分な換気等が、感染予防の基本であり、最も重要な方法となることには大きな変化がないと考えています。

このため、今後も、市民の皆様に対しては、これらの感染予防対策を伝え続けるとともに、タイムリーな情報提供にも努めていきたいと考えています。

近年経験したことのない感染症の蔓延という、災害状況において、With コロナの思考を常に持ちながら、災害モードと支援モードだけでなく、平常モードも含めた切り替えをしながら、各々の部門でできることや、すべきこと

を引き続き検討し、市民の安全と暮らしを守るべく、全庁を挙げて、取り組んでまいります。

以 上